



一九二四年米国移民法の成立過程 : 「埴原書簡」と「排日移民法」

埴原, 俊洋

(Citation)

神戸法學雜誌, 46(3):551-608

(Issue Date)

1996-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81004847>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004847>



一九二四年米國移民法の成立過程

——「埴原書簡」と「排日移民法」——

埴原 俊 洋

はじめに

- 一、下院における「排日移民法」の審議過程
 - 二、上院における「排日移民法」の審議過程
 - 三、「排日移民法」の成立——その国内政治的要因——
- おわりに

はじめに

サンフランシスコでの「学童隔離事件」^①から約二十年間、ひたすら日本人移民の排斥に努めてきた排日諸勢力にとって、「一九二四年」は輝かしい年であった。「私の今までの努力は報われた。ジャップスは潰走せしめられた」^②という、カリフォルニア州選出フイーラン (James D. Phelan) 元連邦上院議員の発言が端的に示す通り、彼らの念願であった日本人移民の完全な排斥が、この年の連邦議会における「一九二四年米國移民法」(以下、「排日移民

法」と略記³⁾の成立によって達成されたのである。これに伴って、カリフォルニア州ではじまり、全国的に展開されていった排日運動も、ようやくその幕を閉じたのである。このように画期的な意味をもつ「排日移民法」の成立は、歴史家グニエルの言葉を借りると正に、「アメリカ成功物語」(American success story)であつたのである。本稿の目的は、「排日移民法」の成立過程を、主として米国の国内政治的文脈から考察し、従来の歴史的解釈によって説明しきれなかつた歴史的事象を、理解可能にするための新たな見解を示すことにある。「排日移民法」によって、日本と日本人、そして日米関係は深い傷を負つた。その「結果の重大さ」ゆえに、多くの研究は、米國議会の決定と行政府のそれへの追隨が対日関係の文脈でなされたかのように、知らず知らずのうちに前提としてはこなかつたであろうか。もちろん、以下に子細に検討するように、そうした側面は存在した。しかし、カリフォルニア州のような地方ならばいざ知らず、連邦議会にとつて対日関係などは多くの案件のなかで二義的重要性しか持たなかつたのである。少なくとも、国内政治における大統領選挙や共和党の分裂問題、あるいは政治スキヤンダルによる政治の浮沈といった、政治家と政治勢力にとつての死活の重大事に比べれば、対日関係などは周辺の問題に過ぎず、重大事処理するための「コマ」として活用してきしつかえのない程度の問題であつた。ロッジ (Henry C. Lodge) 外交委員長と上院が、日本大使の書面の「重大なる結果」(grave consequences) という言葉を米國への威嚇であると本気で信じてあの法案を通したのであるか。本稿は、そうは考えない。それ自体として、国内政治上の必要を満たすための計算された言葉と行動であつたというのが筆者の基本的見解である。本題に深入りする前に、「排日移民法」成立の舞台となつた一九二四年の第六八議會 (二九三—二九五) が、何故、移民問題に関わり、移民法を審議するに至つたか、その過程を見ておく必要がある。

一九二二年五月一日に、國ごとに割当を与えることによつて、移民の流入を制限することを試みた「一九二一年米國移民法」の有効期限が二年間延長された。そのことは、同法が一九二四年六月末日に失効することを意味す

る。それゆえ、翌年の第六八連邦議会にとつて、恒久的な移民法案をつくることが重大な責務となつた。当然ながら、一九二三年一月三日の開会と同時に、多数の移民法案が連邦両院に提出された。しかし、恒久的な移民法をめぐる議会審議は、最初から紛糾することが予想された。その理由としては、次の二点が挙げられる。第一に、「一九二一年米國移民法」で定められた、一九一〇年の國勢調査に基づく「出身國別移民割当制度」(以下、「割当制度」と略記)の下で、南・東欧系の「新移民」(new immigrants)の入國が充分に減少したか否かについて、議員の間で意見が分かれたことである。第二に、前年の中間選挙で共和党が大敗北を喫し、連邦下院議会において、移民制限を要求する民主党が議席数を大幅に増やしたことである。新移民が多く居住する北東部の大都市に勢力を持つ共和党に対して、新移民が比較的少ない南部諸州に勢力基盤が集中する民主党は、新移民がアメリカ化 (Americanization) しないことを理由として、その規制を強く主張してきた。その上、多くの民主党議員は、新移民の入國を規制する目的で施行されたはずであつた「一九二一年米國移民法」が、当初予想されたほど新移民の数を減らさなかつたと危機感を募らせていた。それゆえ、民主党議員の多くは、連邦議会に民主党勢力の拡大した今こそが、新移民の厳しい制限を米國移民政策の基本方針とするまたとない機会であると捉えた。なかでも一部の過激派民主党議員は、割当制度そのものを廃止し、一定期間全ての移民を禁止することが移民問題を解決する唯一の策であると強弁して、「移民停止法案」(immigration suspension bill) を議院に提出してゐた。

さて、日本はアメリカにおけるこの動きにどう対応したのであるうか。日本政府は、当初から移民問題は、米國の「国内問題」であることを認めていた。原則的には、米國政府には移民を規制し、排斥する独立國家としての権利があると考えていた。ただ、日本政府が固執したのは、排斥するにしても、他國の「國家的体面」を考慮し、一連の方針を平等に適用すべきであるという点であつた。つまり、日本人移民が排斥されたとしても、それが他國と同等を扱ひであるならば、あえて異議は唱えないというのが、日本政府の基本的立場であつた。このように、日本政

府にとつての移民問題は、道理と名譽の問題であつた。そのため、全ての国からの移民を平等に中止する「移民停止法案」が、もし連邦議會で成立していたならば、日本政府はそれをめぐつて争うことはなかつたであろう。だとすれば、「排日移民法」をめぐる日米の対立は回避されることになり、日米関係も違つた展開を見せていたかもしれない。

連邦議會ではその他にも、現行の「一九二一年米國移民法」に若干の修正を施し、移民に対する規制をより厳しくする修正案が多数提出されていた。これら修正案の多くは、現行法では割当制度の対象外となつていた西半球（アメリカ大陸）からの移民や子供・年寄りなどにも割当を課したり、割当基準の國勢調査を一九一〇年から一八九〇年に変更するなどの内容であつた。それは、新移民を制限する上で重要な問題であつた。何故なら、一九一〇年の國勢調査を使用すると、旧移民と新移民の割当比率が五五対四五になるのに対し、一八九〇年の國勢調査では、この割当比率が八七対一三となり、新移民にとつて著しく不利になるからである。

これらの移民法案のなかでも、ワシントン州選出の民主党下院議員ジョンソン (Albert Johnson)、カリフォルニア州選出の民主党下院議員レイカー (John E. Raker)、そしてマサチューセッツ州選出の共和党上院議員ロツジの三人の法案には、「帰化資格のない者 (persons ineligible to citizenship) の入国は認めない」という条項が含まれてゐた。この条項の目的は、東洋人で唯一いまだ米國の移民法によつて排斥の対象となつていなかった日本人移民を排斥することにあつた。この法案に用いられた「帰化資格のない者」という字句は、一九二二年一月一三日の「タカオ・オザワ対合衆國」(Takeo Ozawa v. United States) に対する連邦最高裁の判決を踏まえたものであつた。この判決によつて、日本人移民は帰化権のない外国人であることがはじめて確定し、これにより、日本人移民を直接名指ししなくても、この法律用語を用いて彼らを排斥することが可能となつたのである。

この種の「排日条項」を含んだ移民法案は、これまでに幾度か連邦議會に提出されてきた。しかし、日米關係に

暗雲が立ち籠め、反日感情が一時的に沸騰したパリ平和会議直後でさえも、そのような移民法案が成立に至ることはなかった。言いかえれば、日米関係が悪化した時期を含めて、日本人移民の入国は途絶えることはなかったのである。それに比べ、ワシントン会議（一九二一年一月二日から一九二二年二月六日まで開催）後の時代には、日米間の緊密な通商・金融関係に裏付けられた「原・幣原路線」、および「ヒューズ・マクマレー路線」に基づく外交上の協調関係——「ワシントン体制」——がすでに確立されており、全般的に日米関係は安定していた。

にもかかわらず、何故、ワシントン体制下での協調関係が維持されていたはずの一九二四年に、「排日移民法」が成立したのであろうか。従来の歴史解釈では、ロッジ上院議員が、壇原正直駐米大使の抗議書（通称、「壇原書簡」）の末尾にあった「重大なる結果」という字句をアメリカに対する「隠蔽された脅迫」(veiled threat)であると議会に訴え、それに他の議員が今までの態度を翻して同調した結果、「排日移民法」が可決されたとされている。しかし、当時、上院では排日条項を事實上、骨抜きにする修正案が可決されることがほぼ確実視されていたのである。その態度の豹変を、全体的に穏やかに書かれていた一通の抗議書に帰すことは妥当なことであろうか。本稿は、従来ほとんど考慮されてこなかった米国内の政治的状況に着目し、より説得的な「排日移民法」の成立過程の実像を提示せんとするものである。

一、下院における「排日移民法」の審議過程

一九二三年二月五日に連邦下院に提出された移民法案の多くは、直ちに下院移民帰化委員会 (House Immigration and Naturalization Committee) に付託された。同委員会は、下院での審議で取り上げる移民法案を選定するための協議に入った。この段階での移民帰化委員会での議論の焦点は、新移民法案に用いる割当制度の基準に、一九一〇年、あるいは一八九〇年のいずれの国勢調査を使用するかであった。

前年の中間選挙で、移民帰化委員会の構成はすっかり変わっていた。兼ねてから新移民の規制、および日本人移民の排斥を断っていた委員長ジョンソンをはじめとして、新移民に対する厳しい規制を求める太平洋沿岸諸州からの委員が四名に増えていた。¹⁵⁾ そのなかでも、カリフォルニア州選出の民主党議員レイカーと共和党議員フリー(M. Free)は、特に強硬な排日論者であった。¹⁶⁾ さらに、移民問題に関して、太平洋沿岸諸州の委員の考えに同調する南部諸州からの委員が六名もいた。¹⁷⁾ これに対し、一九一〇年の国勢調査を引き続き採用することを主張する委員は、自らも移民であったイリノイ州選出の共和党議員サヴァス(Adolph J. Sabath)を筆頭に、ニューヨーク州選出の民主党議員ディックスタイン(Samuel Dickstein)、そしてニューヨーク州選出の共和党議員ベーコン(Robert L. Bacon)の三名しかいなかった。¹⁸⁾ このような構成のもとでは、一八九〇年の国勢調査を用いることを強硬に主張する多数意見を抑えることは、到底不可能であった。

どの国勢調査を用いるかという議論とは対照的に、日本人移民問題に関する各委員の意見は一致しており、議論にすらならなかった。新移民に不利になるといふ理由から、一八九〇年の国勢調査を用いることに反対した前述の三人の委員も、日本人移民の排斥に関しては肯定的であった。南部の議員は、カリフォルニア州にとっての排日問題は、南部の黒人問題と同じであると理解しており、日本人移民を排斥することにはためらいを感じてはいなかった。下院は伝統的に国際関係を軽視する傾向があったが、この時も移民帰化委員会は、日本人移民を排斥することが日米関係に及ぼすであろう影響を全く考慮しなかったようである。このような状況にあって、移民帰化委員会によって何らかの排日移民法案が下院に提出されるのは必至であった。「アメリカ在郷軍人会」(American Legion)、「カリフォルニア州労働連合」(California State Federation of Labor)、「カリフォルニア州農業連合」(California State Grange) および「輝しき西部の息子たち」(Native Sons of the Golden West)の四団体で結成された「カリフォルニア合同移民委員会」(California Joint Immigration Committee) (以下、「排日移民委員会」と略記)の幹部

らも、この見通しを前提に下院については楽観し、「排日移民法」の難航が予想された上院において、ロビー活動を積極的に展開する方針を固めていた。

日本政府も早い段階から事態を憂慮していた。すでに埴原正直駐米大使は、移民法案が移民帰化委員会に付託された八日後の一月一三日に、ヒューズ (Charles E. Hughes) 國務長官と面会していた。そのなかで、下院移民委員会に提出されたいくつかの移民制限法案は、「一九二一年日米通商航海条約」、および「日米紳士協定」の瞭解に矛盾する旨を指摘し、ヒューズの理解を求めた。これに対してヒューズは、問題を検討し、「事の推移を觀察」するため、多少の時間を要すると埴原大使に伝え、即座に協力を約束することを避けた。埴原大使は、翌一九二四年の一月一五日に、ヒューズからの回答を受け取るために再び國務省へ足を運び、二回目の面談を行った。この時に埴原大使は、一月一日付の伊集院彦吉外務大臣の訓令に基づき、日本人移民の排斥条項を含む移民法案は、「専断不当」な差別待遇であると記した日本政府の覚書をヒューズに手渡した。しかし、米國政府に「考慮を切望する」埴原大使に対して、ヒューズは今すぐに議會に介入すること避けたのである。

投票の結果、一四対三で移民帰化委員会が最終的に採択した法案は、委員長が自ら起草した「ジョンソン法案」(Johnson Bill)であった。この法案は、第六七議會 (一九一九—一九二〇) の閉会直前にジョンソンが提出した法案と全く同じ内容のものであったが、その時は審議する時間的余裕がなく、議會閉会とともに自然消滅していた。しかし、今回は議會開会と同時に提出されたため、前回のように時間切れで消滅する恐れはなかった。「ジョンソン法案」は、割当制度を継続しつつ、一九一〇年の國勢調査に代えて、一九九〇年の國勢調査を用いることを規定していた。さらに、施行中の「一九二二年米國移民法」に規定されていた三%という各国への移民割当率を、二%に二〇〇人を加えた数に減らす修正(第十條(a)項)をも含んでいた。このように、多くの民主黨議員が望んでいた新移民への厳

しい規制が盛り込まれていたのである。しかし、同移民法案でとりわけ注目すべき点は、「米国からの排斥」(Exclusion from the United States) という項目に、「帰化資格のない移民」(immigrant not eligible to citizenship) という一句を挿入し、帰化資格のない者の入国を認めないという規定(第十二条(b)項)を設けていたことである。「帰化資格のない移民」は、黄色人種一般に該当する字句ではあったが、前述のように米国の移民法によって未だ排斥されていない黄色人種は、日本人移民だけであつたため、これは明らかに日本人を名指しすることなく、法律用語を用いて日本人移民の排斥を規定する排日移民法案であつたのである。

移民帰化委員会は、「ジョンソン法案」の審議を二月九日に下院に通過するとともに、同法案は「成立されるべきである」という旨を記した報告書も同時に提出した。この報告書は、「国家同一性」(national homogeneity)を保つためにも、容易に同化しない新移民の入国を制限することは、必要不可欠であると訴えていた。そのためには、一八九〇年の「北欧系国勢調査」(Nordic census)を用いる以外に方法はないと断じていた。報告書は、東洋人移民に関して次のように述べている。

「同化しない人種の極端な例が東洋人移民であり、彼らはアメリカの社会、政治、そして経済にとつても脅威となりかねない存在である。そのため、現行の移民法によつてすでに排斥されている東洋人移民だけではなく、日本人移民の完全な排斥も必要である。つまり、最近の帰化権に関する連邦最高裁判決(「オザワ対合衆国」判決——引用者注)と移民政策を、相矛盾しないものとして全ての東洋人に適用する必要性がある。

これは明らかに日本との紳士協定(一九〇八年の「日米紳士協定」——引用者注)に背反するが、アメリカの市民権を得られず、かつ、外国の政府に忠誠を誓っている者を合衆国に入国させることはできない……。」

この報告書では、カリフォルニア州の排日勢力が、しばしば日本人移民排斥の理由として挙げていた点、すなわち白人労働者との経済的対立や、農地所有の問題などに関しては全く触れられていなかった。移民帰化委員会にあって、そのような「実害」はさして重要ではなかったことが窺える。

ヒューズ國務長官はすでに一月二八日に、ジョンソン委員長から「ジョンソン法案」に関する國務省の意見をすでに求められていた。そこでヒューズは、ようやく二月八日になって、ジョンソン委員長と下院に同一の内容の長文の回答を送り、次の三つの点から「ジョンソン法案」に反対する立場を正式に表明した。第一に、日本人移民の完全な排斥は、「一九一一年の日米通商航海条約」に規定されている「入国」と「居住」の自由を抵觸すること。第二に、日本人移民を排斥すれば、日本政府はそれを国辱と受け止め、関東大震災後にアメリカ国民から日本に寄せられた善意や、ワシントン体制によって築き上げられた日米友好関係が崩壊しかねないこと。そして最後に、日本人移民の入国が、現時点で「日米紳士協定」によって制限されている以上、「排日条項」そのものの必要性がないことを説いた。ヒューズ國務長官の見解では、「排日条項」がなくても、割当制度の適用と「日米紳士協定」の継続によつて、毎年二五〇人ほどの日本人移民しかアメリカに入国することができず、それは実質的に排斥と等しいものであった。すなわち、ヒューズの主張は、割当制度の適用と「日米紳士協定」の存続による、「二重の規制」(double control)によつて、日本政府の面子を保ちつつ、移民帰化委員会の目標であつた「排斥」を、ほぼ達成することができるというものであつた。通常の理解に反して、ヒューズ自身も日本人移民の入国は好ましくないと考えており、その限りにおいては、移民帰化委員会との間に隔たりはさしてなかつた。ヒューズ國務長官も、人種問題についてはやはり時代に支配されていたのである。ただ、ヒューズと移民帰化委員会の意見の相違は、日米関係を考慮するか否かに起因するものであつた。

國務長官から同法案に対して異議を申し立てる書簡を受け取つた下院は、直ちに審議を行い、最終的にヒューズ

の抗議に配慮する形で、「ジョンソン法案」を移民帰化委員会に再度付託することにした。これを受けて、移民帰化委員会は、早速ヒューズに指摘された箇所の修正に取りかかった。まず、ヒューズが提起した最初の問題点を満たすために、同移民法案中に「適用除外の外国人」(exempt class of aliens) という新たな条項を設け、次の字句を加えた。「現在米國と締結されている通商と航海に関する条約の規定に従い、通商を目的とする入國に限っては、それを認める」。すなわち、すでにアメリカに住んでいる日本人移民の「居住」の自由は認めるが、それ以外の入國は、通商に関する範圍に限り認め、さらに、「居住」も商売による「長期滞在」に限定することがこの条項の狙いであった。ヒューズが指摘した他の点に関しても、移民帰化委員会は、次の意見書を議會に提出して反駁した。

「一九一一年日米通商航海条約」は、通商と航海に関する条約である。もし、その条約のなかに、移民の入國に関する規定が含まれているならば、それは不当に挿入されたものである。移民に関する全ての権限は、連邦議會にのみ属する。そのため、誤つて条約に挿入された移民に関する規定を連邦議會が矯正したとしても、その行動に対してだれも反対することはできないはずである。……「日米紳士協定」も公式文書ではなく、単に一九〇七年から一九〇八年の間に日米間で取り交わされた非公式な覚書の總称である。國務省によれば、米國の移民に関する条約は、一八八〇年と一九〇四年に清國政府との間に締結された条約以外には存在しないとされており、このなかでも一九〇四年の条約はすでに失効している。そのため、日本人移民の排斥には、なんら法的な支障はないはずである。……さらに「日米紳士協定」では、本来米國が持つべき移民の管理に関する専権を、日本政府に譲り渡している。そのため、移民が日本國政府の発行した旅券を保持していれば、米國はその者の入國を拒否することができない。その上、「日米紳士協定」は、米國における日本人移民の数を増やさないことを目的としたロースヴェルト元大統領とカリフォルニア州との約束であつた。

しかし、実際には、日本人移民の数は増えており、同協定が守られていないということに疑問の余地はない。これらのことから、『日米紳士協定』は破棄されるべきであるというのが移民帰化委員会の意見である。……日本人移民に割当を与えれば、それは米国の帰化法と矛盾することになる。さらには、東洋人移民のなかから日本人移民だけを特別扱いすることになり、それは他のアジア人種にとっての差別となる。このため、日本人移民に移民の割当を与えることは適当ではない。」

この意見書とともに、三月二四日に移民帰化委員会は、「排日条項」を残したままの「修正ジョンソン法案」を下院に提出し、「採択されるべきである」と再度勧告する意見書を添えた。移民帰化委員会のこの態度は、明らかに政府の意向に背くものであった。その背景には、連邦議会の権限を軽視し、頻繁に議会と対立したウィルソン元大統領の行政府中心主義への反作用があった。すなわち、議会側は失われつつあった三権分立のバランスを取り戻すために、合衆国憲法によって保障されている範囲において、連邦議会の権限を行使し、大統領の権力を押さえようとしたのである。歴史家のポールは、これを「ホワイト・ハウスに対する連邦議会の反乱」であったと述べている。

ハーディング (Warren G. Harding) の病死 (一九二三年八月二日) によって政権に就いたクリッジ (Calvin Coolidge) 新大統領は、不幸にも連邦議会によって引き起こされたこの深刻な事態を取捨できるほどの政治的手腕の持ち主ではなかった。しかし、これはクリッジ大統領だけの責任ではなかった。彼は、連邦議会との衝突を避け、「至極消極的な権限行使」に甘んじていたハーディング前大統領の路線を継いだだけなのである。さらに、ハーディング政権内の三つの汚職事件 (チャールズ・フォープズ (Charles Forbes) 事件、ジェシー・スミス (Jessie Smith) 事件、およびティーポット・ドーム (Tea Pot Dome) 油田疑惑) が、ハーディングの死後、次々と発覚した。民主党の勢力が大幅に増大した議会において、これに関する事実究明が開始された。この状況のもとで、連邦

議会に対するクーリッジ大統領の立場が強かるうはずがなかった。クーリッジには、ワシントンにとって比較的重要な性が低いと思われた日本人移民問題をめぐって連邦議会と対立し、排日を訴えていた西部諸州の共和党議員をも敵に回す気は毛頭なかった。事実、クーリッジ大統領は、日本人移民問題をヒューズ國務長官に一任し、自らは最後まで連邦議会に介入しようとはしなかった。結局、クーリッジがしたことは、「排日移民法」が両院で可決された後の両院協議会で法案の執行日の延長という試みだけであり、それは同法の成立を阻止しようとする積極的介入からは、ほど遠いものであった。^①クーリッジは、「排日移民法」に署名する時期まで、この問題に対する公式発言を控えたが、このことから大統領選挙の年に政治的爆弾になりかねない問題にかかわりたくなかったことが窺えよう。本稿の第二節において論じるように、先見の明に乏しかったクーリッジ大統領にとって、日米関係よりも共和党の結束、および国内問題の方が重要だったのである。

なお、一般に、クーリッジ政権全体が「排日移民法」に対して一枚岩的に反対していたと解されがちであるが、実際はそうではなく、かなり意見が分裂していた。たとえば、一九二三年一月三十一日にデイヴィス (James J. Davis) 労働長官は、労働省が起草した移民法試案を下院移民帰化委員会に送付している。その試案には、日本人移民に関して、「ジョンソン法案」と同じく、「帰化資格のない外国人の入国を許可しない」(第十三条(b)項)と明記されていた。^②フーバー (Herbert C. Hoover) 通商長官も、一九二四年四月二日に「排日移民法」に関して友人に次のように回想している。

「長い目で見れば、日本人移民の完全な排斥は、必ず日本人とアメリカ人との関係を向上させるように思う。……生物学的事実として、血を混ぜあわせることは〔両国民にとって——引用者注〕不利になるのは間違いない。」^③

これに対して、マクマレー (John V. A. MacMurray) 國務省極東部長は、「方のおこり」ゆえに、関東大震災で痛めつけられ、報復できない日本に屈辱をあたえ、日本人の「人種的な敵愾心を挑発」することは危険であると断言していた。彼は、また、次のようにも述べた。

「東洋の人々が、我が西洋文明との関係を再調整しようとしているこの重大な転機に、新移民法は健全で平和なアジアの発展を希求するアメリカの理想を打ち壊してしまう。日本との間に、もし恒久的な緊張関係を つくりだしてしまえば、その結果は現時点で我々が予測しうるよりも、はるかにゆゆしいものになるであろう。……この立法の直接的な問題点や現在の意図が忘れ去られてしまった後も、「排日移民法」の——引用者注——結果は、日米関係に影響を及ぼし続けるであろう。」

クーリッジ大統領自身が、「排日移民法」に対して反対する立場を明確にしなかったため、政権内の意見の不統一は放置され、それが同移民法の成立を容易にしたのである。

しかし、移民帰化委員会の意見書とは対照的に、アメリカにおけるほとんどの新聞論調は、ヒューズ國務長官の意見を支持しており、「二五〇人という数はごくわずかである」として、日本人移民の排斥に対する懸念を表明していた。その代表的な意見が、「フィラデルフィア・パブリック・レジャー」(Philadelphia Public Ledger) に掲載されている。すなわち、「日本人移民問題に関して、議論する余地はある。しかし、「修正ジョンソン法案」が日本人移民を排斥しようとする方法に関しては、議論する余地は全くない」という主張がそれである。

もちろん、ハースト系紙の『サンフランシスコ・エギザミネーター』(San Francisco Examiner) や、「排日移民委員

会」代表のミクラッチー (V. S. McClatchy) が編集長を務める「サクラメント・ビー」(Sacramento Bee) など、伝統的に排日の姿勢を取ってきたカリフォルニアの諸新聞は、國務長官の見解に反対する記事を一斉に掲載した。^(註) アメリカ人、およびアメリカ人になれる人だけのためのアメリカでなければならぬ……「日米紳士協定」は、アメリカの名譽のためにもさつきと破棄されるべきである」といった感情的な論調が、この方面ではあい変わらず繰り返されて来た。

移民帰化委員会が、「修正ジョンソン法案」を下院に提出した三日後の三月二七日に、ヒューズ國務長官は壇原大使と再び面談し、下院において「排日移民法」の成立は免れない危険性がある旨を説明した。その理由として、ヒューズは「日米紳士協定」の内容が不明瞭であることを挙げ、同協定に関する正確な内容を議員に説明し、納得させなければ、上院でも不利な形勢を強いられる可能性があることを指摘した。^(註) さらに、ヒューズは壇原大使に、「日米紳士協定」の内容、およびその協定を日本政府は忠実に守っている旨を記した書簡を國務長官宛てに送り、それを議會に公表することによって議員の理解を得る計画を提案した。^(註) これが、後に問題となる、かの有名な「壇原書簡」の発端である。

下院での「修正ジョンソン法案」をめぐる審議は、四月四日から開始された。まず、ミシガン州選出のハドソン (Grant M. Hudson) 共和党下院議員が、東・南欧と東洋からの「あまり好ましくない移民」(less desirable immigrants) の入国をこのまま放置すれば、アメリカの国家の理想は永遠に失われてしまうという主旨の基調演説を行うことによつて、審議の火蓋は切られた。この演説の目的は、「新移民」と「日本人移民」を分けて扱うのではなく、一つの移民問題として統括的に考えるべきであることを訴えることにあつた。^(註) つまり、日本人移民を排斥する必要があると感じる議員は、必然的に新移民の入国規制についても必要と考えなければならぬと説いたのである。

下院での審議は、当初はどの国勢調査を用いるかに集中し、日本人移民に関する議論はほとんど持ち上がらな

った。移民委員長のジョンソンでさえ、その演説のなかで、一八九〇年の国勢調査を使用する意義を中心に論じた。結論部分に到つて補足的に、「日本人移民問題はもう解決されており、議論すべき余地は残されていない」と付け加えた後、「日本人移民の排斥はどの条約にも抵触しない」と述べたにとどまった。しかし、この流れは突然変わった。カリフォルニア州選出の議員らは、「東部諸州議員の意見だけが審議に反映されている」事態に反発し、「太平洋沿岸諸州の問題を議会に聞いてもらうために、我々は大きな音をたてなければいけない」として、翌日の議会審議の焦点を日本人移民問題に転換させた。その過程で、日本人移民によるアメリカへの「平和的侵入」(Peaceful Penetration)は、日本の「韓国に対する強姦」と同じであるといった内容のジャパン・パッシングの議論が展開されるに至つたのである。この下院での情勢を踏まえ、四月六日付けの「ニューヨーク・タイムズ」(New York Times)は、「移民法は下院では間違ひなく通過するであろう」といつた内容の記事を掲載している。同時に、日本の各新聞も、この頃から次第に排日移民法は成立しないであろうという当初の樂觀的な見解を改め、下院での排日移民法成立は、不可避的であるという現実を直視する記事を掲載するようになった。全体的に記事が反米的になつたのもこの頃である。しかし、同時に、下院で「排日移民法」が成立しても、國際關係に敏感である上院での成立は到底無理であるというのが日本人一般の見解であつた。

下院で排日氣運が高揚するなか、唯一「排日条項」に反対する演説をした議員は、オハイオ州選出の共和党議員バートン (Theodore E. Burton) であつた。彼は、連邦上院議員の経歴もある、共和党の最有力議員の一人であつたが、日米關係が悪化することを憂慮し、議會審議の最終日の四月一二日に「排日条項」の再検討を訴える長い演説をした。その結論部分で彼は、次のように説いた。

「私は、日本人移民の入国に賛成を表明してゐるわけではない。ただ、日本人移民の排斥は、日本にとって

屈辱とならない方法をもって達成することもできよう。私は、この移民法案に含まれている侮辱的な部分に
 関してだけ反対の立場を表明する。……この問題は外交關係に關してより深い知識を持つ上院に全てを任せ
 るのが一番賢明な選択であるように思う。」⁽⁸⁾

この演説の後、「修正ジョンソン法案」をめぐる投票が直ちに行われ、三二三対七一（棄権三七）の圧倒的多数で
 同法案は可決された。最終的に採択されたこの移民法案の内容は、審議の過程で、移民帰化委員会から下院に報告
 された時の内容とは多少変わっていた。割当制度の基準として、一八九〇年の国勢調査を用いることには変わり
 なかったが、当初「修正ジョンソン法案」が規定した「二%の割当に二〇〇人を加えた数」ではなく、単に二%の
 割当が設けられることになり、新たに「最少割当」(minimum quota)として、年に一〇〇人ほどが入国できると
 いう修正も加えられていた。⁽⁹⁾ 仮にこの方程式に基づいて日本人移民に割当が与えられていたとしても、わずか一四
 六人足らずの移民が毎年入国できることになっていたに過ぎないのである。しかし、下院は、「ある特定の東洋人移
 民だけに対する特別待遇となる」という理由からこのわずかな数も認めようとはせず、結局、「帰化資格のない外国
 人の入国を認めない」という「排日条項」は、修正されずにそのまま残された。

下院での投票結果は超党派的であり、反対票は共和党議員が三三人、民主党議員が三七人とほぼ半々であった。⁽¹⁰⁾
 反対票を投じた民主党議員は、「排日移民法」に反対した訳ではなかった。逆に、同移民法案の規制は緩すぎるとし、
 全面的な「移民停止法案」以外に、移民問題は解決されないという考えに基づいて反対したのである。それに対し、
 反対票を投じた共和党議員は、一八九〇年の国勢調査の使用、および割当制度そのものに反対して投票した。しか
 し、「排日条項」の存在に反対して反対票を投じた議員はバートン議員を含め、イリノイ州選出の民主党議員キェン
 ツ (Stanley H. Kunz) とニューヨーク州選出の連立候補議員ラガーディア (Fiorello LaGuardia) の三人しか

いなかつた。⁽⁸⁾むしろ、「排日条項」があつたからこそ、本来ヨーロッパからの移民の規制に消極的であつた西部諸州の共和党議員も、「修正ジョンソン法案」に賛成票を投じたと言えよう。投票後、下院での移民法案をめぐる審議は全て終わり、舞台は連邦上院議会に移されることになった。

二、上院における「排日移民法」の審議過程

「一九二一年米國移民法」の失効が迫つていたため、下院と同様、上院でも新移民法案の起草が緊急の課題になつていた。そのため、上院の移民法をめぐる審議は、下院で採択された移民法案の提出を待たずに下院と並行して行われていた。しかし上院の状況は、下院とは大きく異なっており、積極的に排日を訴える議員が比較的少数であつた。⁽⁹⁾さらに、上院での移民法の立案に大きな影響力を持つ上院移民委員会 (Senate Committee on Immigration) の構成が、下院移民帰化委員会とは異なり、西部・南部諸州からの委員が少なく、排日を強硬に訴えた委員は、カリフォルニア州選出の共和党議員ジョンソン (Hiram W. Johnson) ただ一人であつた。逆に、上院移民委員会で強い影響力を持ったのは、長年上院において共和党の有力議員として務めてきた、ロードアイランド州選出のコールト (LeBaron B. Colt) 委員長、およびペンシルバニア州選出の共和党議員リード (David A. Reed) 委員であつた。この二人は、「排日条項」を新移民法案に挿入することに対して強く反対していた。さらに、南部州からの議員であつたにもかかわらず、サウスダコタ州選出の共和党議員スターリング (Thomas Sterling) 委員は、日本人移民の排斥に断固として反対していたし、後述するテネシー州選出の民主党議員シールズ (John K. Shields) 委員も、当初は個人的な理由から西部諸州の議員が求めていた「排日移民法」に同情的ではなかつた。⁽¹⁰⁾カリフォルニア州の排日運動を支持していたユタ州から選出された民主党のキング (William H. King) 委員も、州の立場とは逆に、日本人移民の排斥には否定的であつた。結局、上院移民委員会で「排日条項」に賛成した委員は、ジョージア州選

出の民主党議員ハリス (William J. Harris)、⁶⁷ ミシシッピ州選出の民主党議員ハリソン (Byron P. Harrison) および前述したカリフォルニア州選出の共和党議員ジョンソンの三人だけであった。そのなかでも、ジョンソン委員は、一九二四年の大統領選挙で、共和党の大統領候補指名をクリッジ現大統領から奪うため、中西部へ遊説中であり、審議期間の大半はワシントン⁶⁸を離れていた。このような状況から、当初は、上院での「排日移民法」の成立は困難になることが予想された。

なお、ここでジョンソン上院議員について簡単に触れておきたい。ジョンソン議員は、カリフォルニア州知事時代に「第一次排日土地法」(California Alien Land Law of 1913)の成立を強行したが、恩師であり、また「政治的な父」でもあったローズヴェルト元大統領の意向に従い、その後はカリフォルニア州における排日運動の抑制に努めた。しかし、一九一九年一月にローズヴェルトが死去したため、ジョンソン議員は、元来の排日的立場を抑制する必要がなくなつた。彼は、一九二一年に西部一一州から選出された連邦上院議員と下院議員の各一名ずつによつて構成された「西部諸州執行委員会」(Executive Committee of Western States)を結成した。⁶⁹ジョンソンの目的は、連邦議会において「排日移民法」を成立させるために、同委員会の結成によつて西部諸州の足並みを揃えることに他ならなかつた。このように、ローズヴェルト元大統領亡き後のジョンソン議員は、積極的に排日活動を展開したのである。

ジョンソン議員は、共和党のなかでも、故ローズヴェルト元大統領が率いていた革新派系共和党 (Bull Moose-Progressives) に属していたため、共和党の政策から離反して行動することが多かつた。⁷⁰その上、ジョンソンは、保守的な政策を追求するクリッジ大統領を批判しており、さらに、次期大統領選挙での共和党の候補者指名の獲得を狙つていたため、必然的にクリッジとは政敵関係にあつた。しかし、ジョンソンが個人的に一番嫌つていたのは、ヒューズ國務長官であつた。一九一六年の大統領選挙の際、ヒューズは共和党候補として、カリフォルニア州

議会の支持を得るために同州を訪れた。しかし、ヒューズは共和党州議員とは面談したものの、革新派系共和党のジョンソン知事には一度も会おうとはせず、挨拶さえしなかった。このヒューズの行動に対して、ジョンソンは州政府の頂点に立つ州知事の立場を軽んじられたと憤慨した。このことがヒューズとの関係において、その後もしこりとなつて残ることになった。このような個人的関係を考えれば、ジョンソンにとっては、クーリッジ大統領やヒューズ國務長官に協力する理由はどこにもなかった。日本人移民問題に関して、共和党西部諸州の実質的リーダーであり、また共和党全体でも有力な議員の一人であつたジョンソンの協力を得られなかつたことは、「排日移民法」が成立した重要な要因の一つである。

上院では、下院以上に一八九〇年か一九一〇年のどちらの国勢調査を用いるかで意見が対立してゐた。上院移民委員会では、排日問題に関して意見が合致してゐたコルト委員とリード委員でさえ、国勢調査をめぐつては意見が分かれていた。コルト委員は、一九一〇年の国勢調査を使用していた。「一九二一年米國移民法」で、東・南欧系の移民は十分に規制されてゐると認識してゐた。これに対して、リード委員は、アメリカの建國に携わつた北欧系の移民を中心に入國を認めるべきであると主張し、一八九〇年の国勢調査の使用を訴えてゐた。このため、移民委員会でもっとも影響力を保持してゐた両議員の間に協力関係はなく、そのことが日本人移民の排斥に反対する勢力を弱める結果となつたのである。

上院移民委員会には、「排日条項」を盛り込んでいたロツジ議員の法案を含め、多数の法案が付託されてゐた。結局三ヶ月に及ぶ議論の末、最終的に六対五の投票で移民委員会自身が起草した法案を議院に提出した。この法案は、一九一〇年の国勢調査をもとに各国に二%の割当を与えるということを規定してゐた。しかし、六対五という投票結果からも窺えるように、移民委員会は眞つ二つに分かれてゐた。それゆゑ、同移民法案はかなり未完成のまま議院に提出され、問題部分の詳細は議院での審議によつてつめられることになつた。なお、この時点での移民法案に

は、「排日条項」がなく、日本人移民にも割当制度が適用されることになっていた。

「排日移民委員会」はこれに反発し、上院に公聴会の開催を申し入れた。^①かねてからの上院へのロビー活動の効あつてか、その要求は承諾された。早速「排日移民委員会」の会長、および代表幹部（ミクラッチー、サクラメント・ビー」編集長、フィーラン元連邦上院議員、シャレンバーグ (Paul Scharenberg) 労働連合書記、そして、ウエブ (Ulysses S. Webb) カリフォルニア州検事総長) が、カリフォルニアから派遣された。彼らは、日本人移民の完全な排斥という目標を達成するために、強い意気込みでワシントンへやってきた。

上院公聴会は、四月に入ってからはじめられた。「排日移民委員会」の主張は次の通りであつた。

「帰化資格のない全ての外国人のなかでも、日本人移民はとりわけアメリカに同化せず、この国にとつても危険な存在である。彼らは人種的誇りを懐いており、我々に同化する気が毛頭ない。そもそも彼らは、人種や国家のアイデンティティーを捨てたいという希望を持つてアメリカに来ているのではない。彼らは誇り高き人種の植民地をここに築くために来ているのである。彼らは、永遠に日本人であり続けるのである。……日本との紳士協定（一九〇八年「日米紳士協定」——引用者注）は、合意された目的（日本人移民の排斥——引用者注）を達成していない。連邦政府は、日本が紳士協定を守らない場合には、自らが排日移民法を成立させるという契約をカリフォルニア州と結んだ。……カリフォルニア州は、フロンティアの州である。同州は、二〇年間も国家のために、白色人種を追いやるうとするこの平和的侵入と戦い続けてきたのである。」^②

しかし、この公聴会が議員に与えた影響は定かではない。上院移民委員会のコルト委員長は、ヒュース国務長官から下院移民帰化委員会のジョンソン委員長に宛てられた前述の書簡と同様の書簡を二月一九日に受け取り、「日本

人移民問題は外交的に解決されるべきである」として「排日移民委員会」の訴えを退けていた。²⁷ また、リード委員も、日本政府に屈辱を感じさせるようなことはしてはならないとして、日本人移民にも割当制度を適用する意志を固めていた。²⁸

公聴会が終了すると、上院は四月三日から移民法案をめぐる審議に入り、移民委員会が起草した法案に対する修正案が多数提出された。そのなかでも、カリフォルニア州選出の若手共和党議員であったショートリッジ (Samuel M. Shortridge) の修正案には、下院の「ジョンソン法案」と同じく、「帰化資格のない外国人の入国は認めない」という規定が盛り込まれていた。²⁹ しかし、上院でのショートリッジ議員の発言力は弱く、ジョンソン議員がワシントンと離れていたこともあって、審議はどの國勢調査を用いるかを中心に行われた。三日後の四月七日に、ショートリッジ議員は痛烈な排日演説を行い、他の議員に、同化しない日本人移民を排斥する必要を強く訴えた。³⁰ところが、ショートリッジを待ちかまえていたのは、彼の立場に理解を示す他議員からの意見ではなく、テネシー州選出の民主党議員ミツケラー (Kenneth McKellar) からの激しい反撃であった。³¹

二年ほど前から下院では、ミズーリー州選出の共和党議員ダイアー (Leonidas C. Dyer) 下院司法委員長によって、黒人に対するリンチを非合法化する「反リンチ法案」(Anti-lynching Bill) を成立させる努力が続けられていた。これは、南部の民主党議員らの強い反発を招いたが、結局一九二二年一月の投票をもって、二二一対一一九で下院で可決された。³² この法案が上院に送付された後、上院での成立に積極的に動いたのがショートリッジ議員であった。そして、この法案に激しく反対し、同法案の成立を阻もうとしたのがテネシー州選出のミツケラーとシールズの両議員であった。

ミツケラー議員は、日本人移民に対するカリフォルニア州の「排日土地法」は、日本人移民の権利を奪うものであり、そのようなことをしている州が、黒人問題について南部に口出しをする権利はないと猛反発したのである。

しかし、ショートトリッジも譲らず、双方の議論はいつしか口論の様相を呈していた。最終的に「反リンチ法案」は、上院で可決されることはなかったが、ショートトリッジ議員とテネシー州、およびその他の南部諸州から選出された議員との根深い対立は残ったままとなったのである。さらに、「排日移民法」が審議されていたこの議会でも、ダイアー議員は「反リンチ法案」を下院に再度提出しており、上院でもショートトリッジ議員が、同法案の成立をまた訴えるであろうと思われた。このような状況から、テネシー州の議員は、排日移民問題に対して非協力的な態度を取ったのである。南部と西部の二つの差別主義が対決するのは、論理的には奇妙である。しかし、対立関係が感情的に昂じた時、それは不合理な政治的要因として機能することがある。

結局ミツケラー議員の妨害によって、ショートトリッジ議員の排日演説も空しく、彼の訴えに耳を傾ける議員は少なかった。逆に、ヒューズ國務長官の要請に従い、リード議員が議会に提案した、「日米紳士協定」と割当を与える「二重の規制」に、多くの議員は同調する態度を示した。リード議員は、次の演説をした。

「つい三、四年前、日米戦争が近いうちに勃発するという噂が両国にあつた。しかし、その期待は、ワシントン会議で得ることができた素晴らしい結果と、関東大震災後のアメリカの善意の行動によつてもろくも崩れ去つた。日本政府、および我が国にいる日本人移民は、アメリカを植民地化しようという気は全くなく、日本人移民の数を減らすことに冷静に対応している。」

このリード議員の演説に反対したのは、ショートトリッジを含む太平洋沿岸諸州からの数名の議員だけであり、下院において排日を支持した南部と非太平洋沿岸西部諸州の議員は沈黙を守つた。リード議員はその後、入国禁止の「適用除外の移民」という条項に、「移民に関する条約または協定を締結している国からの移民」という新規定を設

ける修正案を提出した。^(註)この修正案が、後に問題となる「リード修正案」である。「リード修正案」に含まれていた「移民に関する協定」という字句は、明らかに一九〇八年の「日米紳士協定」を意味していた。

なお、有賀貞教授は、上院移民委員会が上院に提出した移民法案が、日本人移民に相当を与えることを前提としていたため、「リード修正案」の提出は、必要ではなかったとしている。^(註)しかし、この見解は、提出された移民法案が、委員会内の意見対立を反映した不完全なものであり、そのまま修正されずに可決されることは、まずあり得なかつたという事実を考慮していない。リード議員は、上述の修正案を提出することによって、排日問題に終止符を打ち、日本人移民が排斥されないことを決定的にしようとしたのである。しかし、有賀教授が指摘するように、この修正案が上院に「日米紳士協定」の存在を再認識させた点で、日本人移民問題を複雑にしたこともまた事実である。^(註)

少なくとも四月九日までは、上院での「排日移民法」の成立は、無理であるかのように見えた。日本の新聞と世論も同様な見解を示しており、安心して上院での事態を見守っていた。清浦内閣も、「下院よりも格が上で、良識を踏まえて行動する」上院では、「排日移民法」は成立しないであろうと楽観視していた。しかし、この観測は、排日運動の政治的指導者であつたジョンソン議員が不在であつたことを考慮していなかつた。事実、上院での状況が大きく変わったのは、ジョンソン議員が中西部での選挙演説を終え、ワシントンに戻つた四月九日からである。彼は直ちに上院で演説を行い、「日米紳士協定」は基本的な国家主権を日本政府に譲渡していると強調した。^(註)さらに、移民問題は国内管轄問題であり、國務省の介入によつて奪われた連邦議会の権利を奪回するためにも、日本人移民の排斥は必要であると訴えた。^(註)ジョンソンが、この演説によつて間接的にヒューズ國務長官を批判していたことは言うまでもない。この演説の直後、今までシヨトリッジ議員の排日の訴えをことごとく退けていたミツケラー議員を筆頭に、南部諸州の議員は一斉に排日論の砲列を布いた。^(註)

何故、このように南部議員の態度は急転換したのか。歴史家のポールは、ジョンソン議員と南部諸州の議員の間に、独自の協約が結ばれたのではないかと推測している。つまり、ジョンソン議員が同じカリフォルニア州選出の同僚であるショートトリッジ議員に「反リンチ法案」を上院に提出させないという約束をする引き替えに、日本人移民の排斥を支持することに対する南部諸州の協力を求めたというのである。もともと南部議員は、日本人移民には反対していた。が、ショートトリッジ議員に対する南部議員の個人的な嫌悪感があまりにも大きかったため、ショートトリッジ議員が支持する非日移民法案に反対していたのである。カリフォルニア州からの議員と南部議員の間に、このような協約が本当にあつたとの事実を直接示す証拠はない。しかし、ショートトリッジ議員が、あれほど訴えていた「反リンチ法案」を二度と議会に提出しなかつたことだけは事実である。

「リード修正案」が、「日米紳士協定」の存在を議員らに再認識させたため、同協定に対する質問が相次いでなされた。しかし、リード自身も協定の詳しい内容に通じておらず、納得のいく形でこれらの質問に答えることができなかった。そのため、「日米紳士協定」によつて日本政府が発行した旅券を日本人移民が所持してさえいれば、アメリカ移民当局はその移民の入国を拒否できないのか」という質問に対しても、返答を保留するほかなかつた。逆に、ショートトリッジ議員がリード議員に代わつて、「その権利は日本に譲渡している」と答え、「日米紳士協定」に対する議員の不信感を煽つたのである。しかし実際は、他国からの移民と同じく、日本人移民も旅券をアメリカ大使館または領事館に提出して査証を発効してもらふ必要があつた。すなわち、移民が入国できるか否かの最終的判断の権利はアメリカ側にあり、移民問題に関する国家主権を決して日本政府に譲つていたわけではなかつた。もしリード議員がこの事実を知つており、その機にそれを議会に説明できていたならば、あるいは「壇原書簡」は不要であつたかもしれない。しかし、リード議員自身も同協定についての詳細な知識がなかつた以上、彼がヒューズ國務長官に協定の内容の説明を要求したのは、自然な帰結であつたと言えよう。

一九〇八年の「日米紳士協定」は、もっぱら日本側に妥協を促す合意であり、国家主権が侵されたとするなら、それはむしろ日本側の主権であつた。アメリカ側は、日本人移民に対して差別的な移民法を立法しないということに約束するとともに、中国に關する日本の勢力圏を間接的に認めただけであつた。しかも後者は、タフト (William H. Taft) 大統領のもとで「ドル外交」が追求されるようになった時点からすでに空文化されていた。つまり、日本人移民を排斥する立法行為をしないことが、事実上、アメリカ政府による唯一の合意事項として、残されていたに過ぎなかつた。

「日米紳士協定」が日本によつて守られていないという誤つた情報が下院で飛び交うなかで、リード議員からの要請を受け、ヒューズ國務長官は埴原大使に、「日米紳士協定」の内容を説明し、日本政府が抗議する理由をも記した書簡を自分宛に送ることを求めたのである。何故ヒューズは、自ら「日米紳士協定」の内容を両院に説明しなかつたのか。それは、今となつては誰も知るよしもない。彼は、日本政府が直接説明した方が、議会に対して説得力があると判断したのかもしれない。それでも、日米両政府が共同で「日米紳士協定」の詳細を記した説明文を上下両院に送ることも可能であつたはずである。しかし、下院では今にも「排日移民法」が成立しかねない状態であつたため、ヒューズにそのようなことをする時間的余裕がなかつたのかもしれない。

最終的に、ヒューズの手元に届いた「埴原書簡」が議会へ示される。それは、議員に対し、國務長官と日本政府とが一緒になつて連邦議会に介入する「暫定協定」*modus vivendi* が存在しているかのような印象を与えてしまつた。これでは、国際連盟への加盟、およびパリ平和条約の批准が国家主権を脅かすと猛反発した議会の孤立主義派勢力であるロツジやアイダホ州選出の共和党議員ボラー (William E. Borah) が反発しても不思議ではなかつた。この範囲において、ヒューズ國務長官は責任を免れない。

ヒューズは、埴原からの書簡を四月一〇日の午後六時に受け取り、その内容を読んだ後、修正も加えずに同日中

にその書簡の写しをコルト委員長に送付した。翌一日には、書簡の全文とそれに対するヒューズの返書がともに議会議事録 (Congressional Record) に掲載され、議会で一度朗読もされた。つまり、この日をもって、書簡の内容は両院の全議員に知られることになったのである。にもかかわらず下院は、「埴原書簡」の内容に一度も触れることなく、その翌日に「排日移民法」を可決させた。上院においても、四月一四日まで、だれもその書簡を問題にしようとはしなかった。排日運動の急先鋒であったフィラン元連邦上院議員でさえ、書簡を読んで特に感じたことはなかったらしく、「それを無視して、下院が可決した移民法を上院でも早急に採択するべきである」という発言をしている。このように、「埴原書簡」に含まれていた「重大なる結果」という字句が、ロジ議員が後に主張するように、本当に外交上不適切な字句であつたならば、何故三日間も議論を引き起こさずに放置されていたのであろうか。「埴原書簡」のなかで問題となつた箇所を引用する。

「排日条項——引用者注」ノ目的ハ日本国民ニ米国民ヨリ見テ価値ナク且好マシカラサル国民ナリト汚名ヲ印スルニアルコト明白ナリ：〔中略〕：若シ此ノ特殊条項ヲ含ム法案ニシテ成立ヲ見ムカ両国間ノ幸福ニシテ相互ニ有利ナル關係ニ対シ重大ナル結果ヲ誘致スヘキハ本使ノ感知セサルヲ得サル所ニシテ貴官モ亦同感ナルヲ信スルモノナリ〔傍点——引用者〕。

上院の外交委員長、および共和党院内総務 (Senate Majority Leader) を務めていたロジ議員が、この結びの文節にあつた「重大なる結果」(grave consequences) という字句だけを取りあげ、それを「隠蔽された脅迫」(Veiled threat) であるとして日本を糾弾し、他の議員に日本人移民の排斥はやむを得ないと訴えたことは余りにも有名である。「移民問題は國家の主權に関わる重要な問題である。いや、それは國家にとって最も基本的な権利であるように

思う。そのため、米國は外国からの隠蔽された脅迫によって立法を左右されることはできない」というロッジ議員の言葉に説得されたかのように、今まで日本人移民の排斥に反対であった多くの議員が、ロッジの見解に同調し、態度を急転換させたのである。結局、このロッジの演説の後に投票が行われ、七六対二（棄権一八）という圧倒的多数をもって、「リード修正案」は否決された。

リード議員自身も、日本の抗議が「隠蔽された脅迫である以上、もはや日本人移民の排斥に反対することはできない」とし、自分の修正案を否決する側に票を入れた。リード議員に続き、これまで「排日条項」に反対していた議員も、一斉に「埴原書簡」に非難を浴びせ、それを理由に立場を「仕方なく」変えざるをえなくなったという演説を次々に展開した。なかには、「重大なる結果」という言葉を用いることによって、日本政府が自ら「日米紳士協定」を破棄したことになるというお粗末な議論を展開し、日本人移民の排斥を正当化しようとする議員すらいた。

これらの演説に対して、少数ながら疑問を投げかける議員もいた。スターリング議員は、「我々が日本人移民を排斥するのならば、それが正当なことであり、また合衆国とその国民にとって公平なことであるという理由において行おうではないか。日本大使からの書簡を、我々が今日取る行動の理由にするのはやめよう……」と訴えた。さらに、「埴原書簡」に対して彼は次のように述べた。

「ある議員が主張しているような、日本大使からの書簡が紳士協定（一九〇八年「日米紳士協定」——引用者注）を破棄するものであるとする見解に同意することはできない。それは、紳士協定を破棄するものではなく、むしろ我々が破棄することに対する強い抗議なのである。……その内容は、『隠蔽された脅迫』などではなく、使用されている字句は所々強いものであるかもしれないが、決してアメリカ政府、および国民に対して礼を失するものではない。彼〔埴原大使——引用者注〕は、差別され、民族の誇りを傷つけられることに

対して、抗議しているのである。……大使が述べた言葉に、日米が戦争になるだろうという「隠蔽された脅迫」が含蓄されていたとは全く思えない。彼は、結果について言及しているだけなのである。我々が、誇り高い人権を不必要な行動で傷つければ、あるいは、その結果は貿易や、通商において「重大」となるかもしれないのである。」

ニューハンプシャー州選出の共和党議員モーゼス (George H. Moses) も、「重大なる結果」という字句のどこが「隠蔽された」脅迫」なのかをロτζ議員に問いかけた。これに対しロτζ議員は、「重大なる結果」という字句は、「アメリカは、モンロー・ドクトリンの侵犯に無関心にはいられない」という文句の「無関心にはいられない」(can not regard with indifference) という字句と同じくらい誰にでも知られており、外交上においてもその意味することは明白であると答えた。明らかにロτζ議員は、明確な回答を避けている。長い間、外交委員長としての経験があるロτζ自身が、「墟原書簡」のなかに言かれていた「重大なる結果」という字句は全く威嚇的な要素を持たないということを一番よく知っていたからである。

アラバマ州選出の民主党議員ヘフリン (Thomas J. Heflin) も、ロτζ議員を筆頭とするほとんどの共和党議員が、「重大なる結果」が「隠蔽された脅迫」であるという主張は、こじつけたと知っての行動であると見抜いていたようである。この点に関して、ヘフリン議員は、次のような演説を行った。

「共和党が、先週一生懸命に押し進めていた立場を、今週になって突然改めるのは、実に滑稽だ。……カリフォルニアからの共和党議員が、我々とともにこの共和党・ジャップ協定(一九〇八年「日米紳士協定」——引用者注)に戦いを挑み、アメリカの権利を守る側に付いたが……他の共和党議員はいざこの問題には勝ち

目がない、しかも圧倒的に負けそうだと知ると、今朝になって秘密協議を急いで開き、その直後に突然立場を変えてジャップ大使が書いたことに屈辱を感じたと言ふのだ。……しかし、何故、大統領の選挙戦が開始される直前になって、日本大使が言つたことに対して侮辱を感じたというふりをし、今になって突然このような行動を取るのであらうか。〔傍点——引用者〕

後述するが、ヘブリン議員が述べた「今朝になって」突然開かれた「秘密協議」のなかで、「排日移民法」の成立は決定的となつたのではなからうか。事実、ロツジが「墮原書簡」の内容を取り上げた四月一四日の朝、共和党議員は秘密協議を聞いており、その直後に、日本人移民の排斥に反対または消極的であつた共和党議員は、挙つてその立場を急転回させたのである。

四月一五日にリード議員は、新しい移民法修正案を議会に提出した。この修正案には、下院で可決された移民法案と同じように、「帰化資格のない外国人の入国は認めない」という「排日条項」が含まれていた。この直後、「新リード修正案」は、正式な採決をせずに多数議員の支持を得ているものとして上院で可決された。しかし、この時コルトとスターリング議員がたまたま出席していなかつたため、両議員は採択に異議申し立てをし、その結果「新リード修正案」は翌日、正式な投票にかけられることになつた。といつても、これは同修正案に反対するという象徴的な意味合いしかなく、七一対四（棄権二一）で可決された。これによつて、連邦議会において日本人移民の排斥は決定的なものとなつた。同時に、「排日移民法」は上院では成立しないであらうという日本政府の期待は、一瞬のうちに崩れ去つたのである。

四月一七日に墮原大使は、ヒューズ國務長官に書簡を送り、そのなかで「重大なる結果」という字句が「隠蔽された脅迫」ではないと弁明するとともに、いかにしてそのように解釈できるのか理解しかねると痛切に訴えた。ヒ

ユーズ國務長官も、埴原大使の言い分に理解を示しながら、この段階ではもはやなす術もなく、ただ書簡の写しを三日後の二〇日に上院に送付しただけであった。しかし、上院でその書簡について触れる議員は一人もなく、「排日条項」はもう過ぎた問題として扱われた。

「排日条項」が挿入された上院の移民法案には、さらにいくつかの修正を加えられた。その結果、当初規定されていた一九一〇年の国勢調査も、四月一七日の投票（四三対三二）で、一八九〇年の国勢調査に変更られ、各国への割当も二%で最終的に決着を見た。この形となって移民法案は、翌日の一八日に投票にかけられ、六二対一六（棄権二八）で可決され、同時に下院から送られてきた移民法案を上院では採用しないことも決定された。この決定を受け、双方の移民法案の内容を統一し、両院の移民法案を一本化するための両院協議会（Joint Conference）が開催された。しかし、「排日条項」に関しては、両院の移民法案の間に相違がなかったため、協議会で議論されることはなかった。従って、両院協議会で起草される最終的な移民法案のなかに「排日条項」が含まれることは確実であった。この時点で、唯一「排日条項」を葬る手段として望みを託すことができたのは、大統領の介入、すなわち拒否権の発動だけであった。

クーリッジ大統領は、四月末に両院協議会が開催されてからやつと重い腰を起し、日米関係を悪化させかねないこの事態を收拾しようと、はじめて直接的な介入を試みた。彼は、日本政府と正式の協議を経てから「日米紳士協定」を破棄したいという理由から、「排日条項」の実施を一九二六年三月一日まで延期することを求めたのである。しかし、下院の協議会委員は、その間に大統領が「排日条項」の代わりとなる移民条約によって、日本人移民を規制するといった内容の修正を両院協議会の移民法案に加える恐れがあると、その要求を断固として退けた。事実、クーリッジ大統領は、そのような修正条項を挿入しようと一時は考えもしたが、その実行が困難であると判断した五月二日の時点で、その計画を断念している。次にクーリッジは、「排日条項」の施行日を一九二五年五月一日にし、

日本人移民にもその日までには割当を与えることを要求した。施行日を延期することで、アメリカ政府による「日米紳士協定」の一方的な破棄を、少なくとも正式な外交的手続きを経て行おうと試みたのである。両院協議会の委員は、この要求を五月七日に承諾し、その旨を議會に伝えた。しかし、この延期案に対して下院は、一九一対一七一（棄権七〇）で反対することを決め、両院協議会の移民法案は再び協議会に差し戻されることになった。結局、両院協議会はクーリッジ大統領の要求を退け、下院の移民法案で最初に規定されていた通り、一九二四年七月一日からの実施で最終的な合意に至った。この合意案は、五月一五日に上下両院で投票にかけられた結果、下院で三〇八対六二（棄権六三）、上院で六九対九（棄権一八）で了承された。これをもって、同移民法案は大統領の署名を待つだけとなった。結局、大統領は両院の強硬な姿勢に屈し、署名演説のなかで「排日条項」に対する不満を述べながらも、現行の移民法の失効期限が迫っている以上、新移民法は必要であるという理由から、五月二六日に同移民法案に署名した。これをもって同移民法案は、正式に「一九二四年米國移民法」として七月一日から施行されることになり、日本人移民の排斥は決定的なものとなった。

クーリッジ大統領は、拒否権の発動も一時は考えたようであるが、ロッジ議員から議會のオーバー・ライドは必ずであるという警告を受けてそれを断念し、最終的に署名に応じたのである。

三、「排日移民法」成立——その国内政治的要因——

最後に大きな疑問が一つ残る。何故、日本人移民の排斥に反対していた共和党の上院議員が、突如としてその態度を翻したのか。従来の歴史解釈では、ロッジ議員の演説を聞いた他の共和党議員が彼の主張に動かされた結果とされている。すなわち、「埴原書簡」が議會の立法を左右しようとしており、その介入が国家主権を侵犯する脅迫的干渉である以上、もはや一九〇八年の「日米紳士協定」の存続を支持することはできず、やむを得なく日本人移民

の排斥に賛成する立場に回つたとされている。だが、このような通説的見解は、いくつかの疑問点を未解決のままに残している。

第一に、「植原書簡」は議会に送られた後、それについて誰一人言及することなく、三日間も放置されたままになつていたという事実である。前述のように、この書簡は一度議会のなかで朗読された上、議会議事録にも掲載された。すなわち、その内容は全ての議員にとつて既知のものとなつていたはずなのである。もし、「重大なる結果」という字句が明らかに「隠蔽された脅迫」であつたならば、もつと早い段階で議員からの反発が見られるのが自然ではなからうか。しかしながら、排日を強く押し進めていたフリーラン元連邦上院議員でさえ、「植原書簡」は普通の抗議書であり、別に特異なものではないとしている。さらに下院では、その書簡に関して一言も触れずに、上院よりも一足先に「排日移民法」を可決している。

第二に、ヒューズ國務長官が、一度「植原書簡」に目を通した後、そのまま書簡の写しを議会に送付したという事実である。今回の「植原書簡」は、ヒューズに宛てた個人的な書簡であることから、外交に熟練しているヒューズが「重大なる結果」という字句に問題を感じたならば、その削除を求めるなり、書簡の受理そのものを拒否するなどの対処を行うことができたであろう。この点に関して、法律家のタフトも同様な疑問を投げかけている。以前にも、國務長官が字句の適切でない書簡を訂正させた事例はあつた。一九一三年に「第一次排日土地法」がカリフォルニア州議會で成立した際、当時の國務長官ライアンは、珍田駐米大使が送つた抗議書簡を、字句が強硬で適切ではないと草案段階で修正させている。ヒューズ國務長官にもこの選択肢はあつたのではないか。

第三に、この書簡がヒューズ個人に宛てたものであつた以上、ヒューズ國務長官は別にそれを議会に送付しなればならない義務はどこにもなく、「重大なる結果」という字句が、議会に対する脅迫にはなり得ないということである。この点もタフトが鋭く指摘している。

第四に、どの議員も、「埴原書簡」と同時期に議會に届けられたイタリヤとルーマニアからの抗議書には、一度も言及することがなかったという点である。一八九〇年の国勢調査の使用に反対して送られた兩國からの書簡は、議會の行動を「公平さに欠け、友好国に損傷を与えるための立法」であると指摘し、「埴原書簡」と比較しても、より強硬な態度で新移民法案に抗議していた。これらの抗議書簡は、より大きくアメリカの立法権に踏み込むものであり、国家主権を侵す不当な介入であるという批判が議會からあがつて何ら不思議ではなかった。しかし、議會はそれにあえて言及することなく、逆にヒューズ個人に送られた「埴原書簡」の「重大なる結果」という一句を「排日条項」の成立を正当化する理由に用いた。

第五に、ロッジ議員の論理に対して、スターリングやヘフリン議員などが明らかに首肯しかねている点である。両議員の演説は、ロッジ議員の解釈がこじつけであることを明確に指摘している。加えて、外交に熟練したマクマレー極東部長も、「排日移民法」の成立後に埴原大使の訪問を受けて、「重大なる結果」の解釈に疑問を呈し、同移民法の成立が書簡によるものではないという立場を示している。

以上の諸事実は、ロッジ議員の説得にほとんどの議員が動かされ、「排日移民法」の成立に踏み切ったという通説的解釈に疑問を生じさせるのに充分なものである。そして、最後に、ロッジ議員が以前に、自ら「重大なる結果」という字句を連邦議會において使用していたことを指摘する必要がある。それは、サンフランシスコでの「学童隔離事件」を受けて行われた、一九〇六年二月三日の連邦特別議會におけるロイズヴェルト大統領の開会演説でこのことであった。ロッジ議員は、この演説を大統領とともに起草したが、それには次のような一句が含まれていた。

「日本人移民に対する——引用者注）敵意は、我々の国民としての信用を大いに傷つけ、我が国に対する『最も重大なる結果 (Gravest consequences)』をもたらすものである」。

ロツジ議員はこの自ら起草した文章において、日本人を差別することによつて、日米の友好關係が損なわれるためにもたらされるであろう結果を警告したのであり、決して戦争を含蓄させたものではなかつた。この事實を顧みるとき、ロツジ議員の「埴原書簡」の語句に対する主張と整合性を欠くことが明らかになる。このように、通説では充分に説明できない事実が余りにも多く存在するのである。

以上の考察から、当初「排日条項」に反対していた一部共和党議員が突然立場を改めた本當の理由は、別にあるものと考えるのがより合理的である。「排日移民法」が、「埴原書簡」によつて成立したという解釈に疑問を投げかける研究は、少ないながらも存在する。しかしながら、まだ、通説に代わる説明を行ったものはない。ただ、ポールのみが、共和党秘密協議に「排日移民法」成立の核心があることを示唆しているが、彼も、この秘密協議が「埴原書簡」が送付されたことを受けて開催されたとしており、「排日移民法」成立の原因そのものは、従來の解釈通り、「埴原書簡」の字句にあつたとしている。

以上の事實を、ヘフリン議員が行つた前述の演説と合わせて考慮すると、問題の核心を明らかにするための鍵を見出すことが可能となるように思われる。ヘフリン議員は、「リード修正案」が投票にかけられる前日の四月一四日に行われた共和党秘密協議の直後から、「排日条項」に対する共和党の立場が急に変わったことを皮肉つている。この秘密協議に注目し、当時の政治情勢を考慮しつつ、一つの仮説を提示しておきたい。

ロツジ議員の呼びかけによつて開催された秘密協議は、大統領選挙と連邦議員選挙をひかえた微妙な時期に、日本人移民をめぐる移民問題によつて党内の結束を乱さないようにすることを真の目的としていた。もともと、西部諸州を中心に勢力を持つ旧革新系派共和党議員の党に対する忠誠心が低い上に、これらの議員は民主党と一致団結して日本人移民の排斥を訴えていた。もし排日問題で他地域からの共和党議員が反対の立場を固持しつづければ、一九一二年の時のように共和党は分裂する恐れがあつた。そうなれば、カリフォルニア州選出のジョンソン議員が

旧革新派系共和党の独立候補として大統領選挙に出馬することは必至であり、彼の当選は到底無理ではあるが、民主党候補が当選するという結果を招くことはほぼ間違いない。ロッジ議員は、この最悪の事態を避けるためにも、日本人移民問題に関して東部諸州からの共和党議員に妥協することを求めたのである。

このロッジ議員の要求に、東部諸州の共和党議員がやがて応じた理由には、もう一つの大きな国内問題があった。それは、ハーディング政権時に起きた三つの汚職事件でも一番問題とされ、注目を浴びた「チーポット・ドーム油田疑獄」である。この「チーポット・ドーム油田疑獄」の発端、および事件の経過を概略する。

一九二一年にハーディングが大統領に就任すると、彼は直ちにフォール (Albert B. Fall) 連邦上院議員を内務長官に任命した。フォール内務長官は、一方で国立公園の必要性を訴えてその設立に努めたが、他方で環境保護などには無関心であった。そのため、連邦政府が所有する土地にある油田は、民間企業によって直ちに開発されるべきであると彼は考えていた。しかし政府が保有する油田は、当時海軍省の管轄にあり、それを開発するためには、まず油田の管轄を内務省に移す必要があった。フォールは、隣接する私有地に石油が漏れ出ないようにするには、管轄が内務省にある方がいいと主張し、ハーディング大統領とデンビー (Edwin Denby) 海軍長官は、この説得に応じた。油田の管轄権を得たフォールは、公衆入札も行わずにワイオーミング州、チーポット・ドームにある政府が保有する油田の開発権を、知人のシンクレア (Harry Sinclair) が社長を務める米國大手の石油会社、シンクレア合弁石油会社 (Sinclair Consolidated Oil Co.) に与えた。これに対して、ウィスコンシン州選出の共和党上院議員ラフォレット (Robert M. La Follette) は、環境破壊につながるとして反発し、両者の取引を調査するための上院調査委員会 (Senate Investigation Committee) の発足を求めた。この要請に従い、モンタナ州選出の民主党上院議員ウォルシュ (Thomas J. Walsh) が率いる上院調査委員会は、一九二三年九月から公聴会を開始した。なお、ハーディング大統領は同年八月にすでに死去しており、フォール内務長官も、同年三月に辞任していた。

一九二四年一月には、公聴会での証言などから、フォール前内務長官が融資という架空の名目で、シンクレア氏から三〇万ドル以上にも上る多額の賄賂を受け取っていたことが明らかになった。これが、「デイーポット・ドーム油田疑獄」の発端である。委員会の調査は、「排日移民法」の審議に並行する形で徐々に拡大され、最終的には現役長官の間で、どこまで汚職が広がっているのかという事実を究明することが最大の焦点となっていた。その結果、二月二四日には、デンビー海軍長官も油田の管轄を内務省に移した責任を負わされ、辞任に追い込まれた。そして、「殖原書簡」の写しが議会に送られたのと同じ時期に、現役のメロン (Andrew W. Mellon) 財務長官にも調査委員会の調査は向けられようとしていた。クーリッジ大統領は、調査委員会の行動に対し、合衆国憲法で保障された現役長官に関する個人的権利を著しく犯すものだと断固として捜査を許さず、民主党議員と激しく対立していたのである。

なお、最終的にフォール元内務長官は、有罪判決が確定し、懲役一年の実刑判決、および一〇万ドルの罰金を言い渡され、油田疑獄は結末を見た。

このように、民主党議員が中心となって率いていた上院調査委員会の捜査は、現役長官に及ぶまでに発展していったのである。もし、汚職がフォール元内務長官以外にも広がっていたという事実が発覚したならば、共和党政権そのものが汚染されているという疑惑が浮上する。そうなれば、重大な責任を負うクーリッジ大統領はおろか、今年が選挙の年になっている共和党議員の再選も極めて困難になる。そこで共和党のイメージの低下を防ぎ、国民の信頼を回復するためにも、調査がこれ以上拡大するのを阻止しなければならぬ。このためには、上院の共和党議員は一丸となって民主党議員に立ち向かう必要があり、西部諸州選出の共和党議員の協力は絶対に欠かせないものとなる。それを充分に承知していた西部諸州議員は、この問題に協力するという約束と引き替えに、「排日条項」の挿入を秘密協議会で要求した可能性が高い。日本人移民の排斥に反対していた共和党議員も、自分の再選すら危うくな

るといふ危機感から、政治生命に与えるダメージがもつとも小さい日本人移民問題において、西部諸州議員の要求に応じる妥協を受け入れたのではなからうか。

一度このように決まってしまうと、残る問題は一つである。つい先ほどまで日本人移民の排斥に強く反対していた議員の立場の急転換を、いかにして国民の前で正当化するか。ここで、自らも日本人移民の排斥を訴えていたロツジ議員が、三日前から議会議事録に掲載されていた「植原書簡」を持ち出し、「重大なる結果」という字句の言葉尻だけをとりえて、これが戦争を示唆する「隠蔽された脅迫」であるという勝手な解釈を理由にすることを提案したと考えるのが、最も整合的ではなからうか。北岡伸一教授も論じるように、外交にある程度通じている者なら、全体的に穏やかな調子で書かれていた同書簡が、「隠蔽された脅迫」の意味合いなど全く含んではおらず、ロツジ議員の主張が荒唐無稽なものであるということは一目瞭然のはずである。しかし、民主党議員も「排日条項」の挿入を政党綱領に掲げていたため、共和党のこの主張に抵抗する理由はなかった。そのため、リード議員を含むほとんどの東部州選出の共和党議員は、ロツジ議員の提案に納得し、それを受け入れることにしたのである。

こうして、一四日の審議開会直後に外交に詳しいロツジ外交委員長が、まず「植原書簡」の内容を譴責する演説を行い、他の共和党議員は一言にそれに続くというシナリオが描かれたのである。結局、反対票を投じた四人と棄権した数名の共和党議員を除き、みんなそのシナリオに素直に従った。つまり、党の結束と議員自らの再選が危険にさらされた瞬間、政治的な代償が最も少なかった日本人移民問題のカードが事態の打開に供されたのである。このように、日本側から見れば合理性に欠ける議会の行動も、実は直面している国内政治問題に極めて合理的に対処した結果だったのである。すなわち、国内政治が死活的に重要であったがゆえに、国際関係が犠牲に供されたのである。その措置の発動として日本人移民の排斥は決定的なものとなったのである。

おわりに

「排日移民法」に関する多くの研究は、上院での日本人移民の排斥を決定づけた最大の責任は、埴原大使自身にあるとしているが、この歴史解釈は修正される必要がある。埴原大使の書簡が、議会によってあのよう⁽⁹⁾に解釈されることは、公平に見て予測不可能であった。「埴原書簡」のなかに「重大なる結果」という字句がなかったとしても、ロτζ議員によつて別の理由が発掘されていたというのが真相である⁽¹⁰⁾。第六八連邦議会が開会した時点で西部諸州の議員を含む排日諸勢力は、日本人移民の排斥を断固として達成する意志を固めていた。そして一九二四年に、深刻な国内政治の必要から、「排日」をめぐる歴史の歯車が勢いよく動き出すことになり、埴原大使はその時点ではもうそれを止めることができなかつたのである。

埴原大使は米國議會での事件後、その責任を負う形で一九二四年一二月に大使職を辞任し、一九二七年に待命退官している⁽¹¹⁾。その後彼は、一切の官職を断り、この事件については、その後ただ一度しか触れなかつた。それは、一九三〇年五月二三日に、キャッスル (William R. Castle) 駐米大使の離任の際に行われた、日米協会主催の送別会の時であつた。そこでの挨拶のなかで、埴原元駐米大使は次のように述べた。

「日本人は、あの事件に関してまだ屈辱感を抱いている。そしてその屈辱感によつて残された傷は、癒されないかぎり絶対に消えることはない。このように損なわれた友情は、きちんと治療しなければ、再び芽生えることはない。」⁽¹²⁾

このように、事件から六年が経過していても、アメリカとの協調関係を重視していた知米派の埴原元大使の心の傷は、まだ癒えてはいなかつたのである。この送別会の四年後、埴原元大使は、「埴原書簡」事件が日米関係に与え

た影響を憂慮しつつ、一九三四年一月二〇日に五九歳でこの世を去った。植原大使に対する歴史的評価は、まだ確定したとはいえないのではなからうか。

一方、植原正直の人生に「重大なる結果」を及ぼした張本人のロッジ議員は、「排日移民法」が施行されてからわずか五ヶ月後の一九二四年一月九日に、その長い生涯を閉じている。三二年にわたる連邦上院議員生活のなかで、この「植原書簡」に対する演説が、ロッジの議員としての最後の大きな働きであった。それによって、彼自身がローズヴェルト元大統領とともに考案した一九〇八年の「日米紳士協定」を葬ったのである。

「排日移民法」の成立を知らされたルート (Elihu Root) 元國務長官は、涙を流して憤ったというが、ロッジ議員の行動はただ「日米紳士協定」を死滅させたのみならず、計り知れない影響を日米関係に及ぼした。ルートは、このような結果が、日米関係にもたらすであらう、本當の「重大なる結果」を予感しての涙であったのかもしれない。

註

- (1) 一九〇六年に、サンフランシスコ市で起きた「学童隔離事件」は、外交問題にまで発展した日米間における最初の排日事件であり、筆者はそれを排日運動の原点と位置付けている。詳細は、拙稿「一九〇六年サンフランシスコ学童隔離事件と日米関係——排日運動の原点——」法学政治学篇「大甲台論集」四三(第一号、一九九六年)、一一九—一二九頁を参照。

(2) "I [am] repaid for my efforts...the Japs are routed" Letter, Phelan to Thomas B. Doyle (April 14, 1924). In Phelan MSS, Bancroft Library, University of California at Berkeley.

(3) この移民法の正式名は「一九二四年米國移民法」(Immigration Act of 1924) であるが、一般的には「出衆國別

比例制限法」(National Origins Quota Act) または「排日移民法」(Japanese Exclusion Act) の通称で知られている。本稿では、同移民法の「排日条項」に関する部分を中心に論じるため、後者の「排日移民法」という名称で統一する。

(4) Roger Daniels, *Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion* (Berkeley, 1962), p. 105. タニエルズいわく、この「アメリカ成功物語は、アメリカにおける多くの成功物語と同様に、口のなかに苦い味を多分に残す」ものであった。

(5) Immigration Act of 1921, 42 Stat. 5 (May 19, 1921). 米山桂三・松井洋一「アメリカの対外人種政策」慶應義塾大学地域研究グループ編「アメリカの対外政策」(鹿島研究所出版会、一九七一年)一七二—一七三頁も参照。なお、同法は別名、「緊急移民制限法案」とも呼ばれている。

(6) なお、「一九二一年米国民法」を二年間延長したのが、「一九二二年米国民法」であるが、その内容は有効期限の規定を除き、前者との相違はほとんどない。Immigration Act of 1922, 42 Stat. 540 (May 11, 1922). 詳細は「附属書第一〇二号」*「クォータ法」*、外務省編「日本外交文書——対米移民問題経過要附属書」(以下、「附属書」と略記)(大正期第二十六冊、一九七三年)、六九九—七〇五頁を参照。

(7) これに対し、先にアメリカに移住した北・西欧系の移民は「旧移民」(old immigrant) と称され、後から来た「新移民」よりも優れ、より「好ましい」移民であるとされた。

(8)

〈下院〉

〈上院〉

第六七議会 (二五—二六) R—三〇一 D—二二一 R—五九 D—三七

第六八議会 (二七—二八) R—二二五 D—二〇五 R—五一 D—四三

(中間選挙後) [R=共和党 D=民主党]

(9) 以下は、民主党の海軍議員によって立案されたものである。

H. R. 3197 トマス・ワットソン・ウィヤード (Henry B. Steagall) 上院議員、H. R. 3932 エリオン・ワットソン (Elton Watkins) 上院議員、H. R. 4466 ミルトン・ワットソン (Milton A. Romjue) 上院議員、H. R. 6067 ウィリアム・ワットソン (Thomas W. Wilson) 上院議員、H. R. 8439 トーマス・ワットソン (Thomas B. Parks) 上院議員、S. J. Res. 50 ウィリアム・ワットソン (William J. Harris) 上院議員。各、日本の移民を制限しようとする米国の入国法問題を、昭和五年、或る程度の十年以内で解決せよ。E. P. Hutchinson, *Legislative History of American Immigration Legislation: 1798-1965* (Philadelphia, 1981), p. 186.

(10) 「日本」 「東洋問題」 の各条に、種々述べられている。

"It is needless to add that it is not the intention of the Japanese government to question the sovereign right of any country to regulate immigration to its own territories.... To Japan the question is not one of expediency, but of principle. To her the mere fact that a few hundreds or thousands of her nationals will or will not be admitted into domains of other countries is immaterial, so long as no questions of *national susceptibilities* is [sic] involved. The important question is whether Japan as a nation is or is not entitled to the proper respect and consideration of other nations." [italics added] The Japanese Ambassador (Hanbara) to the Secretary of State, April 10, 1924, 711. 945/1043. United States Department of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1924* vol. II (Washington D.C., 1939), pp. 372. Hereafter cited as *FRUS*.

(11) 華羅が Hutchinson, *op. cit.*, pp. 185-188 を参照。

(12) 有賀寅「排日問題と日米関係——「植原書簡」を中心に——」入江昭・有賀寅編「戦間期の日本外交」(東京大学出版会、一九八四年)、七六頁。

- (13) なお、この問題に関する多くの日本語文献では、“persons ineligible to citizenship”という語句を「帰化不能外国人」と訳している。これは、日本政府の外交文書のなかでこのように訳されているからであると思われるが、これは明らかに誤訳であるため、本稿では「帰化資格のない外国人」という語句を用いる。
- (14) H.R. 189, Johnson (Wash.); H.R. 102, 109, 5322, Raker (Calif.); S. 35, Lodge (Mass.). 外務省編『日本外交文書——対米移民問題経緯要』(以下、「経緯要」と略記)(大正期第二十四冊、一九七二年)、七三八―七四二頁。
- (15) 中国人移民は、一八八二年の「中国人移民排斥法」(Chinese Exclusion Act)その他の東洋人移民は、「一九一七年米回国移民法」(別名「マニラ人禁止地帯法」[Asiatic Banned-Zone Act])によって米国よりすでに排斥されていた。
- (16) *Ozawa v. U.S.*, 260 U.S. 178 (November 13, 1922). 詳細は Raymond L. Buell, “Some Legal Aspects of the Japanese Question,” *The American Journal of International Law* 17 (1923), pp. 31-32 を参照。
- (17) 三谷太一郎「大正デモクラシーとワシントン体制一九一五―一九三〇」細谷千博編『日米関係通史』(東京大学出版会、一九九五年)、九九―一〇〇頁。
- (18) Rodman W. Paul, *The Abrogation of the Gentlemen's Agreement* (Cambridge, Mass., 1936), p. 14.
- (19) 前掲書、有賀、七五―七六頁。
- (20) Paul, *op.cit.*, p. 15.
- 南加州からの議員のなかでも、特にテキサス州選出の民主党下院議員ボックス (John C. Box) およびテネシー州選出の共和党下院議員テイラー (James W. Taylor) は、日本人移民の排斥を強硬に主張していた。
- (21) 前掲書、有賀、七六頁。サウマス連邦下院議員に関しては、Robert A. Divine, *American Immigration Policy, 1924-1952* (New Haven, 1957), p. 16 を参照。
- (22) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年(上)』(原書房、一九六九年)、八七四頁。

- (23) 飯野正子『米国における排日運動と一九二四年移民法制定過程』、『津田塾大学紀要』一〇（一九七八年）、一六頁。
- (24) 『経過概要』、七四四—七四八頁。
- (25) 附屬書第一〇七号、一月二五日附國務長官「ヒューズ」宛植原大使覚書、「附屬書」、七三九—七四三頁。『経過概要』、七四八—七五三頁。Memorandum, The Japanese Embassy to Department of State, n.d., 711945/1063. *FRUS*, pp. 334-337.
- なお、一月七日に第二次山本内閣に代わって清浦内閣が誕生し、新外務大臣には松井敬四郎が起用された。
- (26) 前掲書、有賀、七六頁。
- なお、植原大使は四日後の一月一九日に、ヒューズ國務長官と三度目の面会を行っている。『経過概要』、七五三—七五四頁を参照。
- (27) H.R. 5540, with H. Rept. 176, 68 Cong., 1 sess. 詳細は、附屬書第一〇四号、「ジョンソン」移民法案、「附屬書」、七〇六—七三三頁を参照。
- (28) 一九二四年一月二六日（着）、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛（電報）、下院移民帰化委員会クオータニ関シ報告ノ件、外務省編『日本外交文書——大正一三年第一冊』（以下、「日本外交文書」と略記）（大正期第四十冊、一九七二年）、一頁。
- なお、同移民法案の採用に反対したのは、サヴァス、ディックスタイン、およびベトコンの三議員のみであった。彼らは、一八九〇年の国勢調査を用いることに反対していたのであつて、日本人移民の排斥に関しては何も言及していない。Paul, *op. cit.*, p. 17.
- (29) *House of Representatives*, 68 Cong., 1 sess., Report No. 176, pp. 3-4.
- (30) *Ibid.*

- (31) 日本人移民に対してアメリカ人が抱いていた、「不同化性」のイメージの根源に関する研究は、麻田貞雄『両大戦間の日米関係——海軍と政策決定過程』(東京大学出版会、一九九三年)、二七八—二八一頁を参照。
- (32) Paul, *op. cit.*, p. 14.
- (33) 一九二四年二月二〇日(着)、在米国壇原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、ジョンソン法案ハ日米通商航海条約ニ抵触シ日本人入国禁止条項ハ日米親善関係ヲ阻害ストノヒューズノ意見ニ付キ報告ノ件、および、同、ジョンソン移民法案ハ日米通商航海条約ニ抵触シ帰化不能外国人条項ハ対日関係上面白カラストスル國務長官ヨリジョンソン下院移民委員長宛書面ノ内容ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、六一九頁。
- なお、「ヒューズ國務長官の書簡には、「ジョンソン法案」が新移民の入国を著しく制限するため、イタリヤとルーマニア政府からも強い反発が予想される旨が記されており、議員は同法案を修正するよう訴えている。書簡の全文は、『International Conciliation: Documents for the Year 1924 (New York, 1925)』, pp. 176-186 を参照。日本語訳は、『経世雜誌』、七五六—七七一を参照。
- (34) *House of Representatives*, 68 Cong., 1 sess., Report No. 350, pp. 2-3. 前掲書『有民』七七頁。
- (35) *Ibid.*, p. 6.
- (36) H.R. 1995, with H. Rept. 350, 68 Cong., 1 sess. 『経世雜誌』、七五四—七五五頁。
- (37) 同右『有民』七七八—七八二頁。
- (38) Paul, *op. cit.*, p. 23.
- (39) ハーヴェンマンの自伝『Andrew Sinclair, The Available Man: The Life Behind the Masks of Warren Gammaliel Harding (New York, 1965)』を参照。ターナンマン『Donald R. McCoy, Catrin Cottage: The Quiet President (New York, 1967)』を参照。

(40) 前掲書、麻田、五二—五四頁。

なお、一八八二年の「中国人移民排斥法」の成立を見たアーサー (Chester A. Arthur) 大統領は、ガーフィールド (James A. Garfield) 大統領が任期途中で亡くなったため、副大統領からの突然の昇格であった。このことから、前大統領の残りの任期を務める大統領の連邦議会に対する影響力は、亡くなった大統領と比較して低下しており、法案の立法を阻止することは困難であったことが窺われる。「中国人移民排斥法」に関しては、貴堂嘉之、「帰化不能外国人」の創造——一八八二年排華移民法制定過程——「アメリカ学会編『アメリカ研究』二九(一九九五年)、一七七—一九六頁を参照。

(41) 一九二四年五月七日(著)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、帰化不能外国人条項二但書ヲ付スルコト及ビ右妥協案ヲメグル大統領ト議會トノ応酬ニ付キ報告ノ件、「日本外交文書」、八五—八六頁。

(42) 附屬書第一〇六号、「経通概報」、七四二—七四四頁。

(43) Letters, Hoover to Mark Regua (April 21, 1924). In Joan Hoff Wilson, *American Business & Foreign Policy: 1920-1933* (Kentucky, 1971), p. 220.

(44) 前掲書、麻田、三〇六頁。

(45) Memo, MacMurray to Charles E. Hughs (Jan. 17, 1924). Papers of Charles Evans Hughs, Library of Congress, Washington D.C.

(46) 以下は各報を挙ぐるに、「リネーム・タイムズ」(*New York Times*)、「リネーム・タイムズ」(*New York Herald*)、「リネーム・トリビューン」(*New York Tribune*)、「バaltimore Sun」(*Baltimore Sun*)、「シカゴ・デイリースタッフ」(*Chicago Daily News*)、「サクラメント・ユニオン」(*Sacramento Union*)、「ロサンゼルス・タイムズ」(*Los Angeles Times*)、以下は他は、Eleanor Tupper, and George E. McReynolds, *Japan in*

Issued Ph.D. dissertation, (Stanford University, 1973), pp. 70-74 を参照。

(58) Paul, *op. cit.*, p. 32.

(59) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., pp. 6249 and 6251. 一九二四年四月一三日(着)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、下院ニ於ケル帰化不能外國人条項ニ対スル唯一人ノ反対者パートンノ意見報告ノ件、『日本外交文書』、五九頁。

なお、同議員の演説は、日本の新聞にも掲載された。『大阪毎日』(大正一三年四月一四日)、(華盛頓一二日発國際)。

(60) 同移民法案の詳細は、Hutchinson, *op. cit.*, p. 188-190 を参照。

(61) *New York Times* (April 13, 1924).

なお、地域別に見ると以下のような配分となる。

〈地域〉	〈賛成〉	〈反対〉
北東部	五三	五六
中西部	一一五	一五
南部	一一五	〇
西部	三〇	〇

From Divine, *op. cit.*, p. 17, footnote.

(62) 前掲書、有賀、八七頁。なお、ラガーディア議員に関しては、羽鳥修「ラガーディアの政治——一九二〇年代の『革新主義者』——」アメリカ学会編『アメリカ研究』一九(一九八五年)、一三九—一五八頁を参照。

(63) 同右、有賀、七八頁。

(64) 同右。

- (59) Daniels, *op. cit.*, p. 100; Paul, *op. cit.*, p. 34.
- (60) Daniels, *op. cit.*, p. 96.
- (61) Paul, *op. cit.*, p. 34.
- (62) 前掲書、有實、七九頁。
- (63) Paul, *op. cit.*, p. 36.
- (70) 『経過概要』、七七三—七七五頁。
- (71) 瀬川義信「一九二四年米國移民法と日本外交」、日本國際政治学会編『國際政治——日本外交史の諸問題(一)』(有斐閣、一九六三年)、六〇頁。
- (72) 『経過概要』、七七三頁。
 なお、彼らは、カリフォルニア州における「第二次排日土地法」(California Alien Land Law of 1920)の成立の際にも携わった、おなじみの排日運動家たちである。
- (73) *Hearings before the Committee on Immigration, United States, 68th Congress, 1 sess., S.2576* (Washington D.C., 1924). 一九二四年三月一三日(巻)、在米國壙原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、上院移民委員会ニ於ケルマクランチー及ピウエップ等ノ排日論ニ付キ報告ノ件、および一九二四年三月一六日(巻)、同、上院移民委員会ヒアリングニ於ケル加州代表フィーランノ陳述其ノ他ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、二二—二七頁。
- (74) 一九二四年二月二三日(巻)、在米國壙原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、國務長官ハ上院移民委員長コルトニ対シ國務省ノ意見ヲ披瀝シタル件、『日本外交文書』、一〇頁。
- (75) Daniels, *op. cit.*, p. 99.
- (76) 『経過概要』、七八二—七八三頁。

- (77) 一九二四年四月一〇日(着)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、上院ニ於ケルショートリツジノ日本人排斥ニ關スル論述ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、四九一五二頁。
- (78) Paul, *op. cit.*, p. 40.
- (79) *Congressional Record*, 67 Cong., 2 sess., p. 1795.
- (80) Paul, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (81) この演説の際、ショートリツジ議員は、「自分の排日の演説中に他議員が立ち上がったて会場から出て行っている」と議長に不満を訴えている。
- (82) 一九二四年四月五日(着)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、上院移民法案審議ニ於ケルリードノ説明ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、四六一四七頁。
- (83) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 5810.
- (84) Paul, *op. cit.*, pp. 44-45.
- (85) 『経過概要』、七七四—七七五頁。一九二四年四月三日(着)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、リード法案中ノ日本移民關係事項ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、四二—四三頁。
- (86) 前掲書、有賀、七九—八〇頁。
- (87) 同右、八一—八二頁。Paul, *op. cit.*, p. 48.
- (88) 一九二四年四月二日(着)、在米國植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)、上院移民法案ノ審議ニ於ケルハイラム・シヨノン、リード、ショートリツジ及ヒ、マツケラー其ノ他ノ議論ニ付キ報告ノ件、『日本外交文書』、五五—五六頁。
- (89) Paul, *op. cit.*, p. 52.
- (90) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 5957.

(16) Paul, *op. cit.*, pp. 53-54.

(28) *Ibid.*, p. 55.

(55) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 5828-5829.

(56) *Ibid.*, p. 5829.

(57) Paul, *op. cit.*, pp. 48-49, footnote.

(66) なす' 松井外務大臣の一九二四年四月二日付の電報は植原大使に同様の訓令を發してゐる。『經濟概要』、七八二頁。

(67) Daniels, *op. cit.*, p. 104. なす' 「實業雜誌」の田兼を引きたるは次の語をいふ。"The Japanese Government have

most scrupulously and faithfully carried out the terms of the Agreement...In return the Japanese Government confidently trust that the United States Government will recommend, if necessary, to the Congress to refrain from resorting to a measure that would seriously wound the proper susceptibilities of the Japanese nation." The Japanese Ambassador (Hanihara) to the Secretary of State, April 10, 1924, 711,945/1043. *FRUS*, p. 370.

神 戸 法 学 雜 誌 XLVI

(68) なす' 一九二四年九月一日付の東京発A.D.通信は、シインスマイヤー (Bishop Charles F. Reifsnider) 同様の語句として「植原電報」のなかにあつた「重大なる結果」という字句は「ホームズ國務長官の強請を輸入されたところから」を擬して、その點はたゞちがち全米中に広まつた。ホームズは「直ちにこれを事実無根であると見て、斷念に否定しよう。五ヶ月前の四月二〇日付ロンドン発I.N.S.通信も、このやうな事がイギリスの外交官の間で囁かれてゐると報じたもの」の事實を裏付ける歴史証據は一つも存在せず、從つて證據であるやうには思はれる。Telegram, The Secretary of State to the Chargé in Japan (Gaffery), September 11, 1924, 711,945/1213a. *FRUS*, p. 410. See also Paul, *op. cit.*, p. 68, footnote; and Yamato Ichihashi, *Japanese in the United States* (Stanford, 1932), pp. 372-373.

(69) 「經濟概要」、七八三頁。

(前) 前掲書、新野、一八頁。

(前) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., pp. 6208-6209.

なお、ノースマンは、ヒューストン商務長官と植民大使の「排日移民法」の成立を阻止するための幾多の手を凝らして来たことが一書の問題なカントンズ²⁹ James D. Phelan, "Letter to a Japanese Gentleman," *North American Review* 219 (No. 823, 1924), pp. 814-822.

(前) 「経過書簡」七八五—七九〇頁。なお、連邦議員が読んだ公文は次の通りである。

"...the manifest object of the said Section 12(b) is to single out Japanese as a nation, stigmatizing them as unworthy and undesirable in the eyes of the American people....Relying upon the confidence you have been good enough to show me at all times, I have stated or rather repeated all this to you very candidly and in a most friendly spirit, for I realize, as I believe you do, the *grave consequences* which the enactment of the measure retaining that particular provision would inevitably bring upon the otherwise happy and mutually advantageous relations between our two countries." [Italics added] The Japanese Ambassador (Hamihara) to the Secretary of State, April 10, 1924, 711.945/1043. *FRUS*, p. 373.

(前) *Ibid.*, p. 376. 「経過書簡」七八五—八〇四頁も参照。

なお、「道原書簡」に対する米國の新聞の反応は様々であった。強い抗議を以て警告を受け取る新聞もあれば、「露骨への挑戦」であると訴える新聞もあった。逆に、書簡は普通の抗議であり、特に驚くべきな内容ではないという見解を示した新聞もあった。結局、各新聞が「排日条項」を反対するか否かによって「道原書簡」の解釈も変わったようである。詳細は、前掲書、有賀、八七頁、および Paul, *op. cit.*, pp. 69-70; Tupper and McReynolds, *op. cit.*, pp. 190-192 を参照。

- (Ⅷ) *Congressional Record*, 68 Cong., 2 sess., p. 6315. キャーリン議員が、ホルト議員のよび「植民地」事件の發かなが「韓口移民法」の成立に最後まで反対した。
- (Ⅸ) *Ibid.*, p. 6305; Ichihashi, *op. cit.*, p. 307.
- (Ⅹ) 一九二四年四月一七日(着)在米植原大使ヨリ松井外務大臣宛(電報)上院ノ移民法案討議ニ於ケルシヨートリッパ、ロッチ等ノ討議ニ付キ報告ノ件、「日本外交文書」、六八一七三頁。
- (Ⅺ) この発言は、オハイオ州選出の共和黨議員ウィリス(Frank B. Willis)によつての。Telegram, The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Woods), April 15, 1924, 711.945/1043. FRUS, p. 378.
- (Ⅻ) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 6308.
- (Ⅼ) *Ibid.*, p. 6308; Henry W. Taft, *Japan and America: A Journey and Political Survey* (New York, 1932), p. 186. だが、ヘンリー・タフトは、ウィリアム・タフト元大統領の末弟であり、当時アメリカで著名な法學家として活躍してゐた。
- (Ⅽ) Telegram, The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Woods), April 15, 1924, 711.945/1043. FRUS, p. 376.
- (Ⅾ) *Ibid.*
- (Ⅿ) 歴史家ダニエルは「ロッキン議員の行動は「理不為」(wanton)なものであつたと主張した。Daniels, *op. cit.*, p. 103.
- (ⅰ) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 6314.
- (ⅱ) *Ibid.*, p. 6377. 前掲書「有價」八八一八九頁。
- (ⅲ) この書は「韓口の滋味は記録をせよ」。*Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 6315.

(90) *Ibid.*, p. 6460.

(91) *Ibid.*

(92) 附屬書第一一五号「四月一〇日附抗議書ノ用語ニ関スル四月一七日附國務長官「ヒューズ」宛植原大使書翰」、「附屬書」七五号—七五号大旨。The Japanese Ambassador (Hauharai) to the Secretary of State, April 17, 1924, 711.945/1051. FRUS, pp. 381-382.

(93) Samuel Flagg Bennis ed., *The American Secretaries of State and Their Diplomacy* (New York, 1963), p. 324.

(94) Raymond L. Buell, *Japanese Immigration*, World Peace Foundation Pamphlets, vol. 7 (No. 5-6, 1924), p. 309; Ichihashi, *op. cit.*, p. 308.

(95) 植原首簡 Hutchinson, *op. cit.*, pp. 192-193 参照。

(96) *Ibid.*, p. 192.

(97) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 6649.

なお、地域別に分けると投票結果は以下の通りとなる。

地域	賛成	反対
北東部	一〇	五
中西部	一三	〇
南部	一一	〇
西部	一八	一

From Divine, *op. cit.*, p. 17, footnote.

(98) 若槻泰雄『排日の歴史—アメリカにおける日本人移民』(中央公論社、一九七二年)、一七五—一七七頁。

- (21) Buell (1924), *op. cit.*, pp. 309-310.
- (22) 植民地「有報」八九頁。
- (23) 大塚「同盟諸國の移民政策」『「排日米法」は二三條の項を規定されていた。』
- (24) H. Rept. 688, 68 Cong., 1 sess. (May 8, 1924). クーリック大統領が議案を上院外交委員会のロマン・ボウマンとフロリダ州農田の民衆代表ペパー (Claude Pepper) を召集して行ったこと、上院諸議員の不可解を感したところがある。Paul, *op. cit.*, p. 91; Buell (1924), *op. cit.*, pp. 310-312.
- (25) *New York Times* (May 7, 1924).
- (26) *Congressional Record*, 68 Cong., 1 sess., p. 8498; Buell (1924), *op. cit.*, p. 311.
- (27) 大塚「上院の拒否」『「排日米法」の通過』』
- (28) H. Rept. 716, 68 Cong., 1 sess. (May 12, 1924). 『「排日米法」』』
- (29) A. Whitney Griswold, *The Far Eastern Policy of the United States* (New York, 1938), p. 375; Buell (1924), *op. cit.*, p. 313.
- (30) Immigration Act of 1924, 43 Stat. 153 (May 26, 1924).
- (31) 大塚「大塚博士の排日米法」『「排日米法」』』
- approve, I regret the impossibility of severing from it the exclusion provision...I gladly recognize that the enactment of this provision does not imply any change in our sentiment of admiration and cordial friendship for the Japanese people...." Telegram, The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Woods), May 26, 1924, 711.945/1111a. FRUS, p. 396.

(32) 日本入移民法「ハの日米」『一九二二年米國移民法』が「排日移民法」を無効とする時まで、実に二八年間も排斥

People: *The Law and Japanese Americans* (Del Mar, CA, 1976), p. 103.

「一九二四年米國移民法」の規定、その内容及び關する詳細な解説は、次の文獻を參照。川原義一「アメリカ移民法」(『米學』)一九二〇年。Arnold J. Toynebee, *Survey of International Affairs*, 1924 (London, 1926); Robert DeC. Ward, "Our New Immigration Policy," *Foreign Affairs* 3 (No.1, 1924), pp. 99-111; A Warner Parker, "The Quota Provisions of the Immigration Act of 1924," *American Journal of International Law* 18 (1924), pp. 737-754; Roy L. Garris, "How The New Immigration Law Works," *Scribner's Magazine* 76 (July-Dec, 1924), pp. 183-188; and John B. Trevor, "An Analysis of the Immigration Act of 1924," *International Conciliation: Documents for the Year 1924* (1924), pp. 5-29. For the entire text of the Act, see *Supplement to the American Journal of International Law* 18 (1924), pp. 208-227.

「移民法」の成立過程、A Warner Parker, "The Ineligible to Citizenship Provisions of the Immigration Act of 1924," *American Journal of International Law* 19 (1925), pp. 23-47 を參照。

(西) *New York Times* (April 16, 1924).

(四) Taft, *op. cit.*, p. 161.

(五) *Ibid.*

(六) *Ibid.*, p. 183. 「ヤマト人の権利は、決して奪はれない。」

"The Italian government would be obliged to consider [the proposed legislation] ... as an unjustified discrimination, *de facto* if not *de jure*, enacted to the detriment of a friendly nation." K. K. Kawakami, "Japan in a Quandary," *North American Review* 219 (No. 321, 1924), pp. 474-485 を參照。

- (81) Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs, Department of State (MacMurray) of a Conversation with the Japanese Ambassador (Hanbara), April 15, 1924, 711.945/1057. *FRUS*, p. 380.
- (82) Daniels, *op. cit.*, p. 103.
- (89) *Ibid.*
- (91) 主要なものとして、次が挙げられる。

Taft, *op. cit.*, pp.181-182; Daniels, *op. cit.*, pp.102-103; Payson J. Treat, *Japan and the United States 1853 to 1921: Revised and Continued to 1928* (Stanford, 1928), pp. 291-292. 北園伸一「國際化時代の政治指導」(中央公論社、一九九〇年)、九三頁。

- (92) Paul, *op. cit.*, p. 76.

- (93) 旧革新派系共和党議員のリーダー的存在が、カリフォルニア州選出のジョンソン連邦上院議員であった。

- (94) この大統領選挙の年に、共和党はタフトを支持する保守派共和党と、ロスズヴェルトを支持する革新派系共和党(別名、ブル・ムーース党) [Bull Moose Party] の二つに分裂した。その結果、大統領選挙で民主党候補のウィルソンが当選することになり、連邦議会の両院においても共和党は劣勢を強いられることになった。

〈下院〉

〈上院〉

第六三議会 (1913-1915) : D—二九一 R—二二七 D—五一 R—四四

[D=民主党 R=共和党]

- (95) 註文を David H. Straton, "Behind Teapot Dome: Some Personal Insights," *Business History Review* 31 (1957), pp. 385-402 を参照。

- (96) シンフォレット議員は、強固な環境保護主義者として知られており、また革新派系共和党の創立にも携わった議員であ

つたため、共和党への忠誠度は低かった。なお、彼は一九二四年の大統領選挙の際、独立候補として出馬している。

- (14) ロッジ議員が、日本人移民を排斥したがっていた理由は、彼の日本観と密接な関係がある。ロッジ議員の対日不信感は一世紀末のハワイ併合問題やカリフォルニア州における日本人移民問題に溯る根深いものであり、彼は日本を「東洋のプロシア」と呼んでいた。さらに、ロッジの持論によると、「中国文化は日本よりはるかに卓越しており、西洋文明の導入以前は、日本文化は全て中国からの借り物に過ぎなかった。」従って、日本人移民が「排日移民法」によって中国人移民と同列に置かれるのを屈辱的として憤激するのは、全く根拠がないものであると断定し、日本人移民の排斥を愉快にさえ感じていたのである。麻田貞雄「アメリカの対日観と『フシントン体制』」日本國際政治学会編『國際政治——日米關係のイメーシ』(有斐閣、一九六六年)、四四—四九頁。Letters, Lodge to Joseph Lee (April 28, 1924); Lodge to J. B. Millet (April 29, 1924). Papers of Henry C. Lodge, Library of Congress, Washington D.C.

- (14B) 前掲書、北岡、九三頁。

ヒューズ國務長官は、書簡の写しを議會に送付する前に一度「植原書簡」に目を通しており、もし「重大なる結果」が、「隠蔽された脅迫」として解釈される可能性が少しでもあったなら、外交に熟練していたヒューズは躊躇せず、植原大使にその字句の削除を求めていたであろう。ヒューズ國務長官、マクマレー極東部長、およびワッツ (Ortus E. Woods) 駐日大使の三人は、ロッジ議員の主張は、理解に苦しむという発言を残しているが、それは無理もないことであつたのである。

- (14C) 麻田は、「その責任〔排日移民法〕の成立——引用者注」は、いったいどこにあるのだろうか。まず第一に植原大使である。」と述べている。前掲書、麻田(一九九三年)、三〇七頁。その他にも、伊藤一男やポールなどの歴史家も、植原大使の責任を指摘している。Kazuo Ito, *Issei: A History of Japanese Immigrants in North America* trans. by Shinichiro Nakamura and Jean S. Gerard (Seattle, 1973), p. 211; Paul, *op. cit.*, p. 83. 549' 有斐堂、キリルノク

- 「排日移民法」の成立の責任はヒュース国務長官にあるとしている。前掲書、有實、九一頁。Daniels, *op. cit.*, p. 104.
- (10) 具体的な根拠を挙げていないが、歴史家のニューも同様な見解を示している。Charles E. Neu, *The Troubled Encounter: The United States and Japan* (New York, 1975), p. 124.
- (11) 吉田忠雄「排日移民法の軌跡」(経済往来社、一九九〇年)、二〇六頁。
- (12) 一九三〇年五月二四日(発)、在米日出淵大吏より幣原外務大臣宛(電報)、ジョンソン下院移民委員長による移民法修正の声明、「日本外交文書」(昭和期Ⅰ、第二部、第四卷、一九九一年)、一三五頁。
- (13) 前掲書、吉田、二〇六頁。
- (14) なお、筆者の知る限りでは、塩原正直に関する研究は存在しない。塩原を扱う文献も、報知新聞社編『新入国記・名士の少年時代・中部篇』(平凡社、一九三〇年)の一冊しかなく、それも一〇頁に渡って、彼の少年期を追っているだけである。このように、塩原の研究の余地は大いにあるものと思われる。
- (15) Daniels, *op. cit.*, p. 103.
- (16) 五百旗頭真「スチムソンと近代日本」猪木正道先生古希祝賀論集刊行委員会編『現代世界と政治』(世界思想社、一九八八年)、四九五―四九六頁。